

平成21年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

.....

1. 開議 平成21年2月26日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄
2番 林修三
3番 山口孝弘
4番 小高良則
5番 湯浅祐徳
6番 川上雄次
7番 中田眞司
8番 古場正春
9番 林政男
10番 新宅雅子
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 北村新司
14番 古川宏史
15番 山本義一
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 加藤弘
22番 山本邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教 育	長	齊藤 勝
総 務 部	長	山本 重徳
市 民 部	長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	伊 藤 はつ子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	加 藤 多久美
財 政 課 長	長谷川 淳 一
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	加 藤 多久美
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	浅 羽 芳 明
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	水 村 幸 男
主 任 主 事	栗 原 孝 治
主 事	大 塚 真 紀

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成21年2月26日（木）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第28号、第29号

提案理由の説明

日程第2 一般質問

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第28号、第29号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日追加提案いたしました案件は、平成20年度八街市一般会計補正予算について及び介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件でございます。

それでは、各議案についてご説明をいたします。

議案第28号は、平成20年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議案におきましては、国の2次補正予算に関連する定額給付金及び子育て応援特別手当に係る補正予算として、平成20年度八街市一般会計補正予算第4号を提案し、原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、それ以外の補正予算について、補正第5号として追加提案させていただくものでございます。

この補正予算は、既定の予算に2億1千311万5千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億2千257万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国の2次補正分の国庫支出金1億8千936万2千円、その他の国庫支出金2千257万2千円、県支出金5千211万7千円、寄附金3千399万3千円、諸収入4千758万6千円を増額し、用排水路建設改良基金繰入金5千825万6千円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、特別会計繰出金1億1千788万7千円、国の2次補正に伴う事業としての道路排水施設整備、流末排水施設整備、小学校7校の耐震診断業務及び八街中学校耐震補強設計業務、合わせて2億541万9千円を増額し、市税徴収事業費1千693万2千円を減額するのが主なものでございます。

議案第29号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、第4期の計画期間における給付費の伸び及び介護報酬改定等の影響により、介護保険料を改定するものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山本邦男君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

私は、やちまた21を代表いたしまして、長谷川市長をはじめとする執行部の皆さんに質問するものであります。

今回、登壇の機会をいただきました小澤定明議員、加藤弘議員に厚く御礼を申し上げます。それでは、会派を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

質問事項の第1点目は、平成20年度、国の第2次補正予算の問題であります。

現在、国会において平成20年度第2次補正予算の審議中であります。アメリカのサブプライムローンに端を発した世界同時不況の波は、我が国にも及んでおります。今考えてみれば金融派生商品、いわゆるデリバティブの問題は、かねてから指摘されていたところでした。実態のない金融商品が、ひとり歩きをし、気がついたら引き返しのできないところへ来ていたということになりました。昨年行われた洞爺湖サミットで、何らかの手を打っていたならと悔やまれます。

今、政府は、この経済不況に対処すべく、総額75兆円の緊急経済対策を含んだ第2次補正予算案を国会へ上程しております。その中に今回の定額給付金、約2兆円が含まれております。国会の審議が注目されますが、一般市民の関心は、いつ給付金が給付されるのかだと思います。既に市の方には、給付金支給の事務作業関連諸費が総務省から支給されるばかりになっているとお聞きしています。

また、23日の本市会議でも、この給付金に伴う関連議案を全会一致で採択したばかりです。今後の給付スケジュールをお知らせください。

また、この給付の問題点はないのか。例えば、世帯主あてに給付の通知書が届くことから、世帯主の判断が優先され、各個人に通知されない場合が考えられます。このような問題に対するご見解を伺います。

次に、先ほど上程されました第2次補正予算案には、地域活性化・生活対策臨時交付金が含まれ、今議会に八街市の補正予算案として、先ほど上程されましたが、その概要及び使途

についてお聞かせ願います。

次に、予算編成方針についてであります。

昨今のニュースは、大手企業の相次ぐ非正規雇用者の雇用打ち切りに止まらず、正規社員のリストラにも及んでいます。この結果、中小・零細企業にも、その余波は日増しに強くなっています。八街市の法人税関係の収入にかなり影響が及ぶことが想定されます。

そこで、編成方針にある「歳入の確保、施策の厳選に努める」とありますが、どのように進めるのか、お聞かせ願います。

また、「費用対効果、緊急度、サービス水準の適正化、財源措置に十分留意し」とありますが、客観的な判断の一助となる行政評価シート等の事務作業が行われているのか、お聞きします。ちなみに教育委員会では、既に一部実施されておりますが、財政担当におかれてはいかがか、お聞きいたします。

大きな質問の2番目は、教育問題であります。

八街市は、幼小中高連携教育で全国的にも周知のところですが、さらに進めて、地域運営小中学校（コミュニティスクール）の取り組みをされる考えはないかをお尋ねします。

教育は、学校・家庭・地域で行われると言われております。コミュニティスクールは、地域力を高めて学校とともに子どもたちをはぐくんでいこうとするものです。教育委員会のお考えをお聞かせください。さらに、この考え方を進めると学校長に予算編成権、執行権を与えたらどうかという議論になりますが、あわせてご答弁願います。

大きな質問の3番目は、農業振興についてであります。

現在、我が国の遊休農地は35万ヘクタールと言われ、就業人口の5割以上が65歳以上と言われております。本市農業でも団塊の世代が退くと一気にこの傾向は加速していきます。政府は、自給率40パーセントからの脱出を至上命題に掲げていますが、遅々として進まないのが現状であります。

その要因の1つが、遊休農地の問題であります。遊休農地の解消策は、従来からさまざまな提案がなされていたところですが、その甲斐もなく、遊休農地の減少どころではなく、増加の一途をたどっているやに聞いていますが、実態はどのようになっていますか。八街市は、農業を基幹産業と位置づけています。だとすれば、緊急にその対策を打つ必要があります。市当局はどのようにお考えか、お聞かせください。

大きな質問の4番目は、文化・スポーツ基金条例についてです。八街市には、現在、文化会館、公認野球場がありません。八街市中央公民館は、築30年以上経過し、維持費が年々増加しています。年間、10万人近くの人が利用する駐車場も限界です。成人式などは、その傾向が顕著です。

そこで、新しい公民館、もしくは生涯学習センターが求められるのですが、現下の財政事情ではいかんともしがたいところです。しかし、ある市民が言うには、「30年以上、大ホールのいすの出し入れには疲れた。そろそろ固定式のいすを完備したホールや文化会館を建設してくれ」という話がありました。市長の議会答弁では、八街駅北口に公共核施設を建築

する際と答弁されておりますが、敷地面積等を勘案すると、先頃、四街道市で計画されていた文化施設の規模と同様であります。四街道市の計画では、地域交流センターの建設費総額、約26億円であり、そのうち、いわゆる道路特定財源の中から「まちづくり交付金」として約6割程度、残りを市債と繰入金で賄うとされましたが、既存の文化センターのさらなる活用ということで頓挫いたしました。四街道市の場合は、既存施設があるということで断念に至りましたが、本市には文化ホールと呼ばれる施設は存在しないことから、ぜひ本市では作りたいと思います。しかし、一般会計に過度な負担をかけないで建設となると、最低5億円以上の建設基金が必要と考えられます。

そこで、20年後を夢見て、仮称八街市文化会館、あるいは八街市生涯学習センターの建設基金を創設したらと考えますが、市当局のお考えをお聞かせください。

また、八街市野球場建設基金については、どうでしょうか。その整合性があるかどうか、お聞かせください。

八街市都市計画道路3・4・11号線は、八街駅北口から東小学校の体育館わきを抜けて一区地先までの道路ですが、この都市計画道路はいつ完成するのでしょうか。この都市計画道路は、八街中学校の敷地内のプール、テニスコートを横切り、一区地先までの道路です。八街中学校の敷地は、どのようになるのでしょうか。八街中は移転するのでしょうか。移転できないとすれば、八街中の敷地拡大は、現在の中央グラウンドに求めるしかないのでしょうか。しかし、野球場がないということになりますから、新規の野球場が必要となります。

そこで、新野球場の建設となると、駐車場を含めた面積5ヘクタールが必要となり、建設資金は約20億円以上必要となります。今の財政事情を考えると、やはり一般会計からの拠出は無理であります。

そこで、20年先を夢見て、基金を造成することが肝要と思われます。

以上、2つの基金条例と、ふるさと納税制度の整合性はあるのか、市当局のお考えをお聞かせください。

質問の最後は、市民サービスについてであります。

八街市富山、八街市大木、八街市文違、八街市八街は番地や八街市八街へ番地は、住居表示が複雑でわかりづらく、郵便配達や宅配便、八街市外からの苦情をよく聞きます。住居表示については、「住居表示に関する法律」に基づく整備が可能ではないかと思われませんが、いかがですか。

また、地方自治法第260条によれば、市町村の判断にゆだねられる場合があるそうですが、いかがでしょうか。

また、この4月からスポーツ振興課がスポーツプラザ内に移転することに伴い、さまざまな意見が寄せられています。そこで、事務室の移転はなぜか。そして、各施設の貸し出しに支障はないのでしょうか。見解をお聞かせ願います。

以上、質問いたしましたので、よろしくご答弁をください。

○市長（長谷川健一君）

代表質問、やちまた２１、林政男議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．予算について答弁をいたします。

(１) ①ですが、定額給付金の給付に当たっては、システムの改修、申請書等の印刷、打ち出し等をした上で、各家庭へ発送となりますので、相当の準備期間が必要となります。現段階では、市民の皆さんへ４月中に申請書類が届くよう発送し、第１回目の給付の開始を４月下旬から５月上旬を目途として準備を進めております。

次に②ですが、定額給付金は、全世帯に対する現金給付という市として、かつてない種類の大規模な作業となり、また、住所の異動時期でもあることから、確実に市民の皆様のお手元にお届けすることが最大の課題であると考えております。

また、実務における諸問題につきましては、国の方針に基づいて対応いたしますが、例えばDVに関する方について申し上げますと、支援措置の手続を行った上で、実際に住居する住所地に住民登録をしていれば、現住所地において給付の対象者となります。

次に③ですが、国の２次補正予算において計上されているご指摘の地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、本市の場合、今回の３月追加補正でお願いしているとおり、１億８千９３６万２千円が補助金として、交付される予定となっているところでございます。

活用につきましては、集中豪雨緊急対策事業として道路排水施設整備事業５千万円のうち４千５００万円、流末排水施設整備事業１億１千万円のうち９千８９３万２千円、小学校校舎等耐震診断事業として、７小学校の耐震診断業務に２千１６３万円、中学校校舎等耐震補強設計事業として、八街中学校耐震補強設計業務に２千３８０万円をそれぞれ充てる予定でございます。

なお、これらの事業につきましては、平成２１年度に繰り越しを行い、実施することとなっております。

次に(２) ①ですが、歳入確保の一番の取り組みとしては、市税、国民健康保険税の収納率の向上が必要と考えます。そのために今までにおいて、組織の見直し、夜間窓口の開設、月末の日曜開庁、検索やインターネット公売等を実施してまいりました。

また、平成２０年９月に副市長を本部長とする八街市市税徴収対策本部を設置したところであり、今後も収納率向上を目指し、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

さらに、行政サービスに係る費用と負担についても常に見直しを行うことは必要であり、平成２１年度において、下水道使用料の見直しを予定しているところでございます。

このように、市民サービスが特定されている場合には、その受益の適正な対価として、使用料・手数料等を設定する必要があります。受益者負担の適正を欠いている場合は、その部分の経費について市税等の一般財源で補てんすることとなり、市民間の公平を著しく損なうこととなります。

したがって、受益者負担の適正化については、費用負担の公平・公正といった観点からも市民の皆様の理解を得ながら、今後とも強力に進めてまいりたいと考えております。

施策の厳選につきましては、全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、義務的経費及びシーリング対象となる経費を除き、一件査定を実施し、歳入に見合った予算編成をしたところでございます。

次に②ですが、行政評価は、行政が行っている施策や事務事業の執行状況・成果を評価し、その結果を業務改善や次の企画立案に活かすことにより、政策の質的向上、事業の優先付け、職員の意識改革や資質の向上、住民参加に向けた説明責任の確保などの効果が期待できるものと認識しております。しかしながら、行政評価シートなど具体的な部分までの検討は進んでいないところでございます。

行政評価は、単に手元にある情報を整理加工するだけの資料作成とは異なり、問題点や課題の抽出、その問題や課題の解決方法の思考や議論が不可欠であり、そのためには、大変な労力と時間を必要とするものでございます。

また、その行政評価の結果と次年度の計画や予算・人員の配分などにまで活かすことが重要な点でございますので、そのためには、これまで行ってきた市のシステムを大幅に変更することも必要となります。

このように、行政評価導入による負担が大きいことから、導入に当たっては、職員一人ひとりが行政評価の必要性や効果について十分理解していないと、評価シートを作成することだけが目的となってしまう、評価結果が今後の改革改善に反映されず、行政評価を導入したものの、効果が上がらないという状況に陥ってしまうこととなります。

行政評価の導入を成功させるためには、導入以前から組織全体に改革意識が根付いていることが必要であると考えております。

本市においては、大変な労力をかけたにも関わらず、効果が上がらなかったという状況に陥らないために、平成19年度から全職員に対して実施している人事評価制度による職員の意識改革の取り組みなどを見ながら、行政評価が効果的な形になるよう入念に調査・研究を行い、準備してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 教育改革については、後ほど、教育長から答弁をさせます。

次に、質問事項3. 農業振興について答弁いたします。

(1)の①ですが、遊休農地の現状につきましては、昨年、市内全域の耕作放棄地について一筆ごとに調査を実施したところ、人力・農業機械での草刈りを行うことにより、直ちに耕作することが可能であると判断された耕作放棄地が約152ヘクタール、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施することにより農業利用することが可能であると判断された耕作放棄地が約160ヘクタール、森林・原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地に分類すべきか、現在審議中である耕作放棄地が約54ヘクタールという集計結果となりました。

耕作放棄地の発生防止と有効利用は、自給率の向上や食料を安定供給するという観点からも重要な農政課題であると考えております。

このため、本市におきましては、本年1月に「八街市耕作放棄地対策協議会」を設立いた

しました。この協議会は、地域の実情に即した耕作放棄地解消計画を策定し、耕作放棄地の再生利用と保全管理を推進するため、総合的・包括的な支援を行っていくことを目的とする組織でございます。

協議会におきましては、今年度事業として、今後の耕作放棄地解消対策のための基礎資料とすることを目的に、国の「耕作放棄地再生利用推進交付金」を活用し、「耕作放棄地再生実証試験」を行うことを計画しております。

さらに、平成21年度以降につきましても、国の交付金等を活用し、耕作放棄地における障害物の除去や土壌改良等を行う「再生利用活動」や用排水施設等の補完整備等を通して、耕作放棄地の解消を進めていくことを計画しております。

なお、平成21年度予算では、本年度に引き続き、「遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金」を計上いたしました。

市といたしましては、今後におきましても、この「八街市耕作放棄地対策協議会」を主体とし、耕作放棄地の発生防止と解消を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 文化・スポーツ基金条例について答弁いたします。

本議会において、ふるさと納税制度を利用し、八街市を応援したいという皆様からいただいた寄附金を適正に管理し、要望が多い政策を実施する事業費に充当するため、新たに落花生の郷やちまた応援寄附金による、まちづくり条例案を上程したところでございます。

この条例では、八街市総合計画の基本構想に基づき8つの施策を定め、寄附者自ら寄附金の使途について、この8つの施策のうちから指定していただき、将来の施策の実現に役立てようとするものでございます。

(仮称)八街市生涯学習センター建設基金条例及び(仮称)八街市硬式野球場建設基金条例の制定は可能かというご質問ですが、それぞれ事業目的を限定した基金を設置することは、寄附目的がわかりやすくなり、寄附金が集まりやすくなることも考えられますが、事業実施予定が未定の中で、条例を制定することは現在のところ考えておりません。

当面は、今議会でお願ひする落花生の郷やちまた応援寄附金条例により対応してまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 市民サービスについて答弁いたします。

(1)の住居表示につきましては、ご承知のとおり、土地登記簿等の地番表示は従来どおりのままとし、土地・建物の所在と住居番号を別に表示し、2本立てで管理する方法でございますが、実施に当たっては、区画整理や20戸以上程度の宅地開発のような、はっきりした街区において、街区ごとに住居番号を割り振る街区方式と、ほとんど例はございませんが、道路から住居番号を割り振る道路方式がございます。どちらの方法においても、土地・建物の所在と住所番号が一致せず、戸惑いを招くことや管理が複雑になること、また、住宅密度が高いことが効果的であり、地域の範囲が広い場合においても、住居表示の変更をたびたび行わないためには、農地が宅地化される場合を想定し、あらかじめ住居番号割り振りのための図面を作成するなどの作業も必要となり、12月議会でも鯨井議員の質問に対し答弁いたし

ました地番変更にかかる費用と同等以上が必要となります。

このことから、行政主体に住居表示を行うことは、現在の財政状況では大変困難であり、今後、民間企業が施行主体の宅地開発や区画整理事業の機会に市としても働きかけ、少しずつ地番変更ができるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)については、後ほど教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項 2. 教育改革について答弁いたします。

(1) ①ですが、幼小中高連携教育は、「より多くの体験をする」「人との関わりを多くする」「夢を持ち、たくましく自己実現を図る子どもの育成を目指す」を重点に、保育園及び幼稚園から高等学校までの14年間を通じた教育に取り組んでおり、全国でも注目されている教育活動です。

これを一層充実させるためには、家庭・学校・地域が一体となって、たくましく生きる力を持った子どもの育成を地域ぐるみで図る必要があります。

現在、コミュニティスクール事業は計画しておりませんが、家庭・学校・地域が一体となって取り組んでいる事業といたしまして、実住小学校区で「学校支援地域本部事業」を実施しております。

この事業は、地域全体で学校教育を支援することで、教員が子ども一人ひとりに、きめ細やかな指導が展開できる時間の確保と子どもたちを地球が見守ることで、地域とのコミュニケーションを築き、安心と安全の中で豊かな子どもたちを育てることを目的に行っているものであります。

具体的な内容としましては、教員をサポートする学習支援活動、部活動の大会の引率時に教員をサポートする部活動支援活動、図書などの修繕を行う学習環境整備活動、子どもの登下校を地域で見守る見守隊活動などを行っております。

この事業を行うためには、事業を企画・運営するコーディネーターが必要となります。実住小学校の実行委員会では、教員を退職された方がコーディネーターとして、地域と学校の橋渡しとなり、全面的に学校を支援しております。

教育委員会といたしましては、「学校支援地域本部事業」を実住小学区以外の地域でも展開できるよう、各地域で活動するコーディネーターを養成するための取り組みを平成21年度から実施し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進してまいります。

次に②ですが、学校に関する予算につきましては、事務局で直接執行する部分と学校長の裁量が可能な配当予算があります。配当予算には、学校を管理運営していくための経費としての学校管理費と、児童・生徒の教育に直接要する経費として教育振興費に分けております。

学校管理費の主な配当科目として、消耗品、燃料費、修繕料、手数料、原材料等であり、教育振興費は、講師謝礼、消耗品、印刷費、図書備品等であります。予算編成に当たりましては、当該年度の予算編成方針を示し、学校はそれにあわせて各科目にわたって必要な予算項目を計上するという流れで編成をしております。

執行につきましては、現在の財務規則では学校長が直接執行することはできませんが、学校配当については、学校裁量で決裁した内容について、事務局が伝票を処理する流れになっておりますので、現在のところは、特に学校長に執行権をゆだねるということは考えておりません。

次に、質問事項5. 市民サービスについて答弁いたします。

(2) ①ですがスポーツ振興課の事務室の移転につきましては、行財政改革推進会議、定員適正化計画に基づく人員配置計画等の協議の中で、市民体育祭をはじめとして、スポーツ振興課の所管する事業の多くが、スポーツプラザを中心に開催されていることから、市民サービスの向上と事務の効率化を図るためにも、スポーツプラザとの一体化を図るべきとの方向が決定されました。

このことから、市民サービスの向上を第一に考え、なおかつ業務の効率化を含め検討を重ね、スポーツプラザの体育館内事務室へ移転することになりました。

まず、スポーツ振興課で直接市民の皆様に関係する業務としては、グラウンド及び学校施設の申請と、かぎの受け渡しが主なものですが、スポーツプラザに事務室を移転することで、これまで平日が主であったものが、土曜、日曜日、祝日の受付が行えるようになります。

また、スポーツプラザ施設の申請も同時に行えることから、利用範囲の拡大が図られるものと考えております。

さらに、グラウンド及び学校施設の利用に伴う、かぎの貸し付けにつきましては、利用日ごとに来庁いただき、かぎの貸し付け、返却をしていただいたものを、申請に基づき、その年度を通して必要に応じた期間、貸し付けができるよう見直しを行っており、利便性の向上が図れるよう考えております。

なお、八街中央公園のテニスコートの利用に関する窓口業務につきましては、近隣の方の利用が多いことから、今後は都市整備課において行うことといたしました。

このようなことから、スポーツプラザとの一体化を図ることにより、市民サービス向上が図れると考えております。

○林 政男君

それでは、若干質問させていただきます。

まず、定額給付金についてですけれども、今お話がありましたように4月下旬から5月上旬に給付できると。1万2千円と2万円ということなんですけれども、現金給付あるいは口座からの給付になるかと思うんですけれども、口座振替については、手数料の負担はだれが負担するのでしょうか。

○総務部長（山本重徳君）

事務費の中から市役所の方で負担するようになるかと思います。

○林 政男君

もう一つ。先ほど、DVの話がございましたけれども、これは確実に住民登録が前提にもちろんなるんでしょうけれども、確実に渡るのでしょいか。

○総務部長（山本重徳君）

確実に渡るように努力いたします。

○林 政男君

先ほど質問でも申し上げましたが、世帯主に通知が行くわけですね。世帯主に通知が行って、世帯主がこれはいらないと全部判断しちゃったりすると、その家庭は一切もらえないというような解釈でよろしいんですか。

○総務部長（山本重徳君）

この給付金事業の制度上、受給する者が世帯主となりますので、それぞれの世帯に属する個人の意思につきましては、世帯主の責任において確認していただくことになりますので、その点をご理解願いたいと存じます。

○林 政男君

そうすると、やはり世帯主が決めるということになりますよね、今のご答弁だとね。いずれにしても、18歳未満だと2万円、そして65歳以上の方も2万円、その間の方が1万2千円。そして、先日、第2次補正の中で子育てで3万6千円給付していただける方もいらっしゃるから、かなり期待されている。そうすると、どうせもらえるものなら少しでも早くいただきたいというのが、このスケジュールがちょっとあいまいなんですよ。4月下旬とか、5月上旬とか。もうちょっと何日からこういう業務をやると、まだ可決したばかりでそこまで進んでいないといえ、そこまでですけれども、いつ頃から手紙が行って、そのお返事が返ってきて、それでいつから受け付けて配るというのは、ある程度スケジュールが出ていると思うんですけれども、ちょっと上旬とか、下旬とか、こういうあいまいじゃなくて、もうちょっと具体的なスケジュールがもうできていると思うので、お知らせいただきたいと思いますけれども。

○総務部長（山本重徳君）

確実な何月何日、そういうような日取りをここで申し上げられればよろしいんですけれども、まだ確定をしておりませんので、そういった確実な日付を申し上げることは、ここではできません。

○林 政男君

どうやら国会の方も3月6日に第2次補正予算が通過するようなので、すぐ配れる体制ができると思いますので、よろしくお願いします。

次に、市税の方の話ですけれども、先ほど答弁の中で受益の適切な対価というお話がありました。また、施策の合理化、シーリング歳入に見合った予算、それから行政評価については職員一人ひとりの認識を上げないとなかなかうまくいかないという話がありました。

また、平成19年度から人事評価制度を各職員の方にいろいろ徹底しているので、職員の能力向上をどんどん図っていききたいというお話がありましたけれども、先般、やちまた21で愛媛県の伊予市の方に行政評価システムということでお邪魔いたしました。そうしましたら、外部の人間に頼むんじゃなくて、あくまでも市の職員からプロジェクトチームを作っ

少しずつ、少しずつやっていこうという考えで、まず各課から1つモデル事業を挙げて、それについてどういう評価をしていったらいいんだろうかと、みんなで勉強しながら、それをやってみてどういう問題があるか。何年もモデル事業をやりながら、職員がそれになじんでいって、究極的に皆さんが行政評価についてなれてくるというようなお話がありましたけれども、これは財政がやるんでしょうか。それとも企画、行革がやるんでしょうか。そういうふうに少しずつ八街市でもならしていくというか、職員がなれていくということなんですけれども、やはり客観性を担保するには、やはりそういうシートが必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

本市の場合、行政評価システムというような形では、まだ導入はしておりません。確かにこの行政評価システムというのは、各施策ごとに点数をつけるというんですか、格付けをするというか、そういった形で数字によって評価をしていくというようなものだというふうには認識をしております。

ただ、今実際、予算の協議の中では同様なことは実際やっております。ただ、それは数字とかという形ではあらわしておりませんけれども、先ほど市長答弁の中から一件査定というようにことを申し上げておりますけれども、義務的経費、またシーリング対象とした経費といったものを除きまして、集中改革プランで見直し推進項目になっている事業、これを当然含めた、また財政課の課内の中で、これは見直した方がいいだろうというような事業につきましては、予算協議の場で、それぞれ担当と一件査定を行います。その一件査定を行うに当たっては、その事業が実際導入された時期、その当時の環境と比べて実際どうなのか。必要性だとか、妥当性だとか、効果、そういったものを担当課においてヒアリングを行っている。当然、そのヒアリングの中で、こういった事業はもう効力は実際必要ないんじゃないかというものは廃止するとか、あるいは縮小するとか、休止するとか、そういったことで、当然事務事業の見直しを行っているわけでございます。それは、実際行政評価と同様なことになっているのかなというふうに認識をしております。

ただ、今後、じゃあ質問の財政の方なのか、行革の方なのかというお話ですけれども、これは先ほど市長答弁で申し上げたとおり、大変これは導入するには労力もかかりますし、組織もまた充実させなきゃいけないとか、またコストもかかると思います。費用対効果も十分見きわめなければならないと思いますので、その辺は行革の中で当然検討していくということになろうかと思います。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をしたいと思います。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時13分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 政男君

なぜ、行政評価シートかというのと、今の財政課長、多分4年ぐらい財政課長をおやりになっているかと思うんですが、多分予算に精通しているから、これ先ほど言った協議のときに、それはもう古い施策で効果があまりないじゃないかと、言える立場かと思うんです。これが例えば新しい課長さんが来た場合に、そういうことがわからない、事務方全部ということは言いませんけれども、新しい課長さんがなかなかそこまですぐ把握するのは難しいけれども、ある程度シートがあれば、それを参考にいろいろな意見とか、調整とか、いわゆるここに書いている予算編成施策の厳選とか、あと優先順位、そういうのがある程度わかるんですけれども、やはりシートがないと、なかなか恣意的な部分がかなり出てきてしまうのではないかと。その点、今、例えば繰越明許で出ています国の補正の中で耐震が出ますね。耐震の中で八街中学校はすぐ体育館等を直すわけなんですけれども、これ市内の小学校に耐震化の調査を行って、万が一この数字が耐震に満たない数字が出た場合、次の年、補正か何かでまたすぐつけなくちゃいけないというふうに、そういう緊急のやつもどんどん出てくるわけですよ。その中で、やはりある程度だれが見ても、これは先にやらなくちゃいけないというようなことをやはり考えていかなくちゃいけないというふうに認識しているわけなんですけれども、財政課長としてはいかがでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

確かに行政評価システムというのは、具体的な数字で評価するというものだというふうに認識はしております。ただ、これは先ほどもご答弁いたしましたように、この制度を導入するには、相当な準備とそれなりにやはりコストもかかる。それと、職員の共通意識というのにも必要だろうし、その辺は十分準備もしていかなきゃならないと思いますし、また、一番財政サイドからして見て、この費用対効果、実際やってみたけれども、成果として、それほど削減ができないと。実際、相対で聞き取りしますと担当課で実際評価したら絶対悪い評価はしないと思います。あとは行財政部門で、それを第三者的に評価し、さらにもっと外から見ると言ったら外部評価というような形をとらないと、なかなかこの施策自体を見直すというのは難しいのかなというふうに思います。

○林 政男君

では、そういうことでいうと、もう既に取り入れている教育委員会の方は、この行政評価シートは大変難しくて時間がかかるという話ですけども、もう早速取り入れて、既に実施されているわけですよね。その辺、何かそんなに難しいんですか。もう既に実施されていますよね。いろんな例えば市民体育祭運営事業についてはどうだとか、いろいろ。教育委員会としては、どのような認識でこれを導入されて、成果は出ているんですか。何か大変財政課長、難しいというふうなお話ですが。

○教育次長（尾高幸子君）

行政評価につきましては、教育委員会としては法律がもう改正されましたので、それらの

中で、法律が改正されたことに基づきまして、教育委員会は権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価をなさいます。それらを議会に報告するんだということで、19年度執行の教育委員会の事務事業の中で主な事業について今回決算状況を踏まえて点検・評価を行いました。教育委員会の場合、今、財政課長等の中は別としまして、教育委員会といたしましては、もう何年か前からそのような意向が、話があった中に法律が改正されたということを踏まえた中で実施したということで考えていただきたいと思います。

○林 政男君

ですから、その成果が取り入れて上がったのかというふうに。それを取り入れたのはわかりましたけれども、なかなか時間もかかるとおっしゃったんですけれども、取り入れて、これはやはりやらない方がいいのかとか、やはりやって、法律的なやつもあるでしょうけれども、やった方がいいのかというのを、それをちょっとお聞きしたんです。

○教育次長（尾高幸子君）

教育委員会のことだけで申し上げさせていただきます。教育委員会といたしましては、今事業をやっている中で、恒常的に行っている事業が主でございます。市民サービスの中で例えばスポーツ、生涯学習にしても単年度事業ということは非常に難しい中で継続していると。これら进行评估することによって、やはり市民ニーズをどう取り入れていくかということの中で、この点検・評価をしたことにより、再度職員の認識は高まったことは確かでございます。その中で、今もう21年度の予算編成に当たっていますが、その中にいろいろと取り入れながらやっていることは確かでございます。

○林 政男君

行政評価の問題は、今、教育委員会がおっしゃったように、このシートをすることによって次の年度にどういう問題ができるかというのを早い段階で把握していますから、6月のヒアリング、あるいは9月のヒアリングのときに、もう既にそれを次の年度に取り入れていけるという1つのメリットがありますから、今後ご検討をお願いします。

次に、幼小中高連携教育ということですが、先ほど実住小学校の事例がご答弁でありました。かなり成果を上げているように聞いておりますけれども、今後の展開はコーディネーターを養成するということでございますけれども、どのくらいのペースで広げていこうというような認識をお持ちなんでしょうか。コーディネーターが先なんでしょうけれども、実住小の展開をもっとさらにエキスパンションというか、広げていくということなんでしょうけれども、その辺の年度といいますか、どのくらいで、2、3年のうちにはやりたいとか、そういう具体的な方針をお持ちか、お聞きします。

○教育次長（尾高幸子君）

コーディネーター事業につきましては、3年間継続で養成していこうと考えております。3年間の中で、やはりコーディネーターとしての中の必要性の中を十二分に認識してもらう研修会等を実施することによって、やはり広げていく。それらをまた、今、実践して実住小で行っておりますので、これらを踏まえながらやっていく中に、各学校区に広がっていった

らしいということで、基礎づくりをしていきたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございました。

次に、農業振興について伺います。

先ほど市長答弁で、すぐ耕作できる遊休農地が１５２ヘクタール、そしてちょっと手を加えなくてはいけない耕作放棄地が１６０ヘクタール、３１２ヘクタール。そして再生不可能なのが５４ヘクタールということでございました。大変ゆゆしき問題だと思うわけですが、市では耕作放棄地対策協議会を設立して、基礎資料を集めたり、実証試験をしたり、障害物除去等の事業を行うということでございますけれども、ＪＡいんばが四街道に援農いんばというのを立ち上げたと思うんですけれども、こういう耕作放棄地の、どういう耕作放棄地があるということも大事なんですけれども、そこにお手伝いに行く人、マンパワーがやはり今必要じゃないかと思うんですよね。農業版のハローワークといいますか、そこに支援に行く方、そういう方を結構、私の周りではやはり求めていますね。やはり先ほど申し上げたように６５歳以上の人が、もう半分以上。八街はもうちょっと年齢層が低いから、まだそこまで行かないんですけれども、でも人手が足りないということをよく聞きますので、援農いんばの八街支店というんでしょうか。支援センター的なものをもうちょっと市としてもリードして、八街でも展開していただきたいと思うんですけれども、その辺、部長としてはいかがお考えですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

援農いんばにつきましては、まだ立ち上がったばかりでございますし、今後どのように展開していくのかということも、まだ未定な部分がございます。したがって、今後よくＪＡとも協議をしてまいりたいと考えております。

○林 政男君

援農いんばについては、今、四街道の方に会社が立ち上がったんですけれども、私が聞くところによると、とりあえず水田の応援からしていこうということなんですけれども、やはり八街でいうと、この割合からいうとやはり野菜といいますか、そちらの方の応援をぜひしてもらいたいと思うわけですね、割合からいって。もちろん、八街にも１００町歩以上からの水田がありますから、そちらの方の援農をするなということではありませんけれども、ぜひ、その割合からいったら、やはり、この野菜の方の援農をぜひ進めていただきたいと思うんですけれども。

今、もうちょっと進んだといいますか、検討されたというか、前向きなご答弁をいただきたいと思うんですけれども。

○経済環境部長（森井辰夫君）

援農いんばにつきましては、当面は水田部門、それから落花生に絞って展開を進めていくということでございまして、議員おっしゃいますような八街に即した野菜等に関わる展開につきましては、今後の課題であると思いますので、その点につきましては、援農いんばの方

ともよく協議をして、展開についての詳しい協議をしまいたいというふうに考えております。

○林 政男君

農業委員会の事務局長もおられますので、この耕作放棄地について農業委員会としては、どのようなお考えかを一言お願いします。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

農業委員会といたしましても耕作放棄地が拡大しているということにつきましては、非常に憂慮しているところでございます。今、先ほど議員の方からお話でしたが、援農いんば、これは農業生産法人ということで立ち上がっておりますので、農地を事業として展開できるということも認識しておりますので、その援農いんばをうまく活用して耕作放棄地に農協自体が事業をやっているというような形が1つできれば、より八街市としてもいいのかなと。先ほど四街道にということでございましたが、援農いんば、たまたま機械が四街道にあるということで、場所を四街道に置いているだけというふうに、私の方では認識しておりますので、佐倉市、四街道市、それから八街市、この3つを含めて援農いんばが耕作放棄地等には関わっていただけるというふうに認識しております。

○林 政男君

ありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、文化スポーツ基金条例について。

ふるさと納税制度と各種基金の整合性についてということでご質問いたしました。先ほど市長答弁では、ふるさと納税制度の方の条例化をするので、あらためてこういう基金の創設は当分考えていないというようなご答弁であったかと思えます。

それでは、そうすると、先ほど私が質問で述べましたように、例えば都市計画道路3・4・11号線という八街駅の北口から東小まで、わきを通っていく道路が計画されているわけですね。東小の体育館もちょっとひっかかります。それから、保健センターもひっかかります。八街中学のプールもひっかかります。テニスコートもひっかかります。このような状況で、次にどういう施策を展開していくんでしょうか。八街中学の敷地が、いや応なしに狭くなりますよね。教育委員会も当然そういうこともご存じだと思うんですね、計画で。教育委員会はどうするんでしょうか。あるいは3・4・11号線はいつまでにできるんですか。それによって教育委員会もやはり施策を考えていかなきゃいけない。プールも多分新設しなければいけない。それから、八街中学校の全体の面積が小さくなりますから、それについてはいかがするのでしょうか。そういうのをやはり総合的に考えていって、今のことじゃなくて、先のこともやはり見通していかなきゃいけないと思うんですね。その辺は企画のことになるんでしょうか。そういうのも含めて、今こういうことをやったらいかがですかと。例えば野球場というのは八街にありますけれども、あれ公認の野球場じゃないんですね。バックネットのフェンスまで、ホームベースから18メートルないんですね。だから硬式の試合はできないんですよ。先ほど市長答弁の中に軟式野球場の基金とありましたけれども、硬式の野球

の公認ですから。そうすると、八街の野球場ということで、今展開しているところは硬式の野球はできないんですね。硬式の野球ができるようにするには、最低6千万円、あるいは1億2千万円ぐらいないと、ボールが外へ出て大変危ないんですね。そうすると、またそういう問題も出てくる。ということになると、やはり野球場も考えなくちゃいけないと。そうなると、こういう計画はどこで考えるんですか、シンクタンクは、総務部長ですか。どこですか、そういう総合的な道路を含めて八中のことも考えて、野球場のことも考えるといったら、どこが考えるんですか。今やった方がいいと言っているわけじゃないですよ。そういうことを含めて将来的に野球場も移動になりますから、そのためのお金を積む基金、ファンドを作っておいた方がいいんじゃないですかということをご提案申し上げているんですよ。

○総務部長（山本重徳君）

これは大きな問題でございますので、最終的には市長の判断で進めていく事業になろうかと存じます。その中に総務部長も含まれるのかもしれませんが、そういったところであらうかと、私は考えております。

○林 政男君

ですから、いずれ将来そういう事態が必要になるわけですから、今からそういう基金造成を図った方がいいんじゃないですかという質問に対して、当分は見合わせるとかという、そういうお答えなので、さらにご質問しているわけですよ。では、将来的にそういうときに、いざとなったらお金がないじゃないですか、今の基金造成できないじゃないですか。市長が提案されている公共核施設でも基金がないじゃないですか。これから一気に八街市で北口にそういうものを自前で建てるといったら、とても朝陽小の建て替えも考えなくちゃいけないし、それから大池、409号線の下を抜いていくだけで32億円かかると言われた。これ議会答弁で、平成24年度着工予定だと答弁していますよ。それから、朝陽小だって早くやらずに考えなくちゃいけない。プレハブも解消しなきゃいけない。そうすると、お金がないじゃないですか、公共核に回す。その基金がファンドがあればやれますけれども、例えば先ほど申し上げたように、四街道はまちづくり交付金で26億円の半分以上来るということで、当時の高橋市長がやろうとしたんですけれども。何をやろうにしても、持つものを持っていないとできないんじゃないですかということを行っているわけです。それを見合わせなくて、それは今基金の造成を今始めても、それは構いませんというような答弁ならいいですけれども、見合わせるということになると、先の計画が全然ないんじゃないですかというのを申し上げているのです。これ、市長のせいじゃないと思うんですよ。

○市長（長谷川健一君）

基金については、今、林議員さんが質問している件については、これは八街、壮大的な将来像を描いた構想ですので、それは確かにそれとして必要だと思います。しかしながら基金については、今、八街でも基金はございます、何本か。基金はございますけれども、まず庁舎なんかの場合には、これは借入できませんから、ですから庁舎を何年に建てるというと、それについて基金を積み立てたり、また基金には財源が必要ですので、そうしますと、今、

林議員さんがおっしゃったような、そんな構想を今ここで基金を設けて、八街市の今の財源の中で財源を配分できるかということなんです、財源を。ですから基金はできますよ。幾らでも基金はできますよ。この前の文化会館基金でも、野球場基金でもできますよ。ただ、それを作る場合には、今、八街市の財政の中で作る場合には、だれかが、篤志家がこれを文化会館基金として原資として寄附しますというような、こういう人ができたときに初めて基金の器ができるわけですから。できますけれども、改まって、ただ制度だけ作って、そこへ一銭も金を入れておかないと、これは基金にはなりませんから。

ですから、今まで各市町村でも、一番わかりやすく言いますと、掛川市が掛川市の元の市役所のところに城があったんですよ。その城を復元しようということで、篤志家の人が1億円寄附してくれた。そこで掛川市民はその1億円を原資としてみんなで城を建てようということで、基金をそこにに入れて城を建てた経緯もあるし、これは掛川市の東名の駅を作るときにも、あれは市民が作った駅だと言っていますけれども、それも篤志な人が基金を。ですから、八街市でも、だれか篤志な人が文化会館基金として、私が幾ら幾ら寄附をしてくれるというようなことであれば、それはそれを原資として基金を作りますよ。また、野球場を作るのに、だれかが作れば作りますよ。しかしながら、そういう人がいないときに市で作る場合には、市が作って、そこへ一銭も入れないわけにはいきませんから、毎年毎年そこへ幾らかは入れなくちゃいけませんので。そうすると、市は今そういう、要するに予算措置ができないから、今のところはできない。それで、8つのまちづくりの中で、いろんな寄附をしてくれた人については、その中に入れて有効に使うということですから。だからできないわけじゃないんですよ。できないわけじゃないけれども、市がそれを一回基金を作って、今は基金については基金を取り崩して使っていますから。ですから、これはもう野球場でも、文化会館でも、これはちゃんと国の補助金がついて、国の起債も認められますから。ですから、それは、そういう方がいて、ためておけば一番いいことで、私もそういう人がいることを願っておりますけれども、これを市から寄附してください、寄附してくださいと、これは市民活動の中で、そういう組織を立ち上げてやってくれる、みんなやっているところはそういうことですから。ですから、作らないということではありませんから。

○林 政男君

市長のおっしゃるのもよくわかります。今この基金条例を出している意味は、市の財政を全然考えていないんですよ。考えていないという意味は、市からの基金繰入を想定していないわけですよ。あくまでも市民の浄財を、その基金に入れていただくという発想なんです。だから、今、市長のおっしゃったように例えば7億円近くの庁舎建設資金を3億5千万円を借り入れて、今、公共核の方の土地を買いました。すると、今そういうぐらい八街市の財政は大変なんです、八街市の一般会計を脅かすような基金はいけないと思うんですけれども、こちらの方で市民から集めるための条例を作って、そこに市民に私たちが、自分も先頭に立ってやりますけれどもお願いして、その基金に入れてもらうということは何ら問題がないというふうに認識しているわけですね。それで、こういうのをやったらどうですか

と。市の方で一般会計から繰り入れるということに関しては想定しておりませんので、それは安心していただきたいと思いますと思うんですけども、そういうことについて、この条例を市の方で、もしできなければ、議員発議で条例を作ろうかというふうに認識しているんですけども、その辺についてはご意見をお願いします。

○市長（長谷川健一君）

ですから、それについては、今、市がないわけですから、そういうお金が、原資が八街市に、これを八街市に文化会館建設資金として使ってくださいというような、そういう篤志家が出てきた場合には、それによって基金を作ることはできますけれども、まだ一銭もないときに、そういうあれがないときに、基金だけ器だけ作って待っているということも、ですから、そういうのが出てきて初めて、そういう制度は、それは作りますよ、目的ですから。目的が今ありませんから作りますよ。それができてからで間に合うということなんですよ。原資ができてからで間に合うということです。

○林 政男君

この原資の大きさがちょっとはつきりわかりませんが、1千万円なのか、1億円なのか、100万円なのか、わかりませんが、いずれにしても、やはり将来的なことを考えると、中央公民館も大分、築30年でいろんなところでボイラーが壊れたりして、だんだん、年々お金がかかるようになっていきますから、それにしても、建て替えにしてもやはり先立つものが必要じゃないかというふうに認識しております。

最後に住居表示についてですけども、この書き方からいうと、住居表示に関する法律と地方自治法の260条がちょっと混在したような書き方になって大変申し訳ないと思うわけなんですけれども、本会議でも日本共産党の右山議員が、子どもさんから手紙をもらってじめに遭っていると、こういうことは問題ではないかと。また、公明党の鯨井眞佐子議員からも、この住居表示は何とかならないだろうかというような質疑等がありました。私どものやちまた21でも、これはやはりそういうことであれば、何らかのやはり議員として対処していかなくちゃいけないんじゃないかということで質問させていただいたものであります。

八街市のは番地にしても、八街市の富山にしても合併1314でしょうか。それで隣が1314の隣が1番地で、その隣が1000番地と違って、全然継続性のない番地で大変わかりづらくなっております。この辺は住居表示のあれで、法律で何とかかなと思うんですけども、八街市の八街へ番地については、小字の番地なので大変変更が難しいというふうな認識をしておりますけれども、法務局の職権においては多少直せる可能性があるやに聞いていますけれども、その辺はいかがですか。

○総務部長（山本重徳君）

前回といいますか、前回かに、鯨井議員の質問にもお答えしましたけれども、可能性はありますけれども、費用が非常にかかるというふうに考えております。

○林 政男君

いろいろちょっとこの件で勉強させてもらいましたら、必ずしも全員の一致じゃなくても

いいというんですよね。市議会のこちらの答弁では、全員の承諾が必要だというようなご答弁でしたけれども、全員の承諾がなくても、職権、あるいは市の方の意向で番地の変更まで踏み込めるということなんですけれども、その辺は間違いないでしょうか。

○総務部長（山本重徳君）

全員の承諾は必要はないというようなことでございますけれども、署名というか、承諾は必要ないかもしれませんけれども、意向としては全員がそういった方向で進んでくれと、そのような意向が示されることが必要じゃないかと考えております。

○林 政男君

議会答弁はそうじゃありませんよ。議会答弁は全員の同意が必要なことから、かなり難しいというふうに答弁されていますよ。

○総務部長（山本重徳君）

12月の議会のときに答弁いたしました内容は、この申し出を法務局へ提出する場合には、当該地域の土地所有者全員から地番変更に係る要望書を提出していただくことになりますが、不在地主等を考えますと大変困難であるとも思われますと、こういうふうに申し上げます。

○林 政男君

そうすると、事実上、土地所有者全員の同意が必要だということになるんですよ。すると、実際問題として不可能に近いというか、もうやれないというふうな答弁になるわけですよ。でも、法務省の方に問い合わせましたら、そんなことはないと言うんですね。職権でやる場合は可能性がある。ただ、その場合は当該地域に住んでいる方のいろんな利害が絡みます。例えば不動産の登記2千円とか、免許証とか、いろんなことがかかるから、いろんなお金がかかるけれども、今のご答弁ですと、土地の所有者だけの同意を1点のみ言って変更ができないようなお話ししていますけれども、そんなことはないんじゃないですか。ここの1点だけ確認しておきます。全員の同意が必要なのかどうか。

○総務部長（山本重徳君）

先ほど私の方から説明したとおりでございます、全員の要望書は提出していただくというところでございます。

○林 政男君

だから全員の要望書じゃなくて、市議会とか、市長の意向とか、市の意向に法務局の方に全体の例えば笹引区というか、六区の行政長というか、区長さんからの申し入れとか、あるいは総合的に勘案して、市長が最終的に決断して、これは、そのようなことであればということで申し入れた場合は、また違うのではないですかということを申し上げた。何か土地の所有者の要望だけ、要望だけと言われると何か変えられないように聞いていますから。もう一度お願いします。

○市長（長谷川健一君）

土地の今の地目については、私が仮に笹引区を地番変更しようということで要望書を出し

ますよね。そうしますと、必ずその要望書に対して地域の同意を求めてきなさいというような、こんなやり方をしますよ。ですから、そこで一人ひとりの同意がないとだめということなんですよ。ですから、表向きは要するに一番先は市がやるわけですから、市がやる場合には、こういう企画をやりたいからと、そうすると向こうは今度それに対して、その地域の同意書を今度は求められますよ。同意書がないものについては、結局できなくなっちゃいますから。ですから、そこでなかなか登記簿なんかのいうのを聞いてきますと、いや、できるんじゃないかということで、最後、今度はそれに取りかかると、そういう細かないろんなことが出てきて、結局やはりなかなか難しくなってくる。ですから、一番いいのは区画整理をやるとか、その周辺を区画整理、区画整理が一番早いんですけども、区画整理をやる場合には、これはみんな各個人が一筆にしちゃいますから、白地にしちゃいますから。そこでもって、道路を作って線を引いていきますから。できたら、元の図面のとおり勘定するというようなことで、それを了解するわけですから。やはり結論的には、みんなの同意がないとできないということなんですよ。

○林 政男君

私もそのように認識していますけれども、住んでいる人が全員、100パーセント同意しなきゃいけないかということを知りましたら、そんなことはないという話だったので、職権である程度要望を聞いた中で、かなりの方が、一定の要件があるでしょうけれども、そこを超えた場合は変える要素にはなるのではないかということをお願いしました。

最後にスポーツ振興課が、今度スポーツプラザの方に行くということですが、何か聞くところによると、今年の1月に決まって、この4月からというふうに認識しておりますけれども、間違いないですか。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほど、教育長の方から答弁があったように、スポーツ振興課の事務室の移転については、行財政改革推進会議、定員適正化に基づく人員配置等の協議の中で、市民体育祭をはじめとして、スポーツ振興課の所管する事業の多くがスポーツプラザを中心に開催されているということから、市民サービスの向上と事務の効率化を図るために一本化するという方向性は出ておりました。それに基づいて、先ほど教育長の方から答弁がありましたように、業務の効率化を含めて検討を重ね、市民にPRし始めたのは、その頃というふうに理解していただけたらよろしいかと思います。

○林 政男君

最後に、いろんな先ほど言った学校とか、いろんな施設がありますね、スポーツ施設。こちらの貸し出しについては、かぎとか、貸し借りとかあるんですが、中央公園のテニスコートについては、都市整備課の方に管理を委託するということですが、これインターネットとか、そういうものの申し込みというのはできないんでしょうかね。何でもかきとを聞かかといひますと、やはり八街の市内ということはないんですけども、やはり八街駅を中心部から考えると、スポーツプラザはちょっと遠いというような感じがあって、申し込

みがもうちょっと簡素化できないかというようなご意見があるんですね。ランシステムを取り入れたらいかがでしょうかとお聞きしたら、「いや、膨大なお金がかかって今の八街市の財政事情ではとてもできない」というようなお話ですから、八街のホームページの中に、サーバーにまだ余裕があるそうですから、そこで申し込みのシステムみたいな窓口を作って、そこから飛ぶようにしてやれば、そんなに難しいことじゃないというふうに聞いていますけれども、いかがですか。

○教育次長（尾高幸子君）

インターネットの利用に関しましては、必要性については、私も認識しております。しかし、今の事務上の手続等、あるいは財政上の処理の方法、あるいは施設の保有状況の他市町村との違い、これらを踏まえると非常に難しいところがあるということの中で、現在はまた別問題として、スポーツ振興課が今度はスポーツプラザに移転すると。これに伴いまして、市民サービスは向上するというふうな認識を持っています。現在は月曜日から金曜日までしか受付できないものが、土・日・祝日に受付もできるし、今、かぎの受け渡し等々についても、その都度ということの中でやっておるわけですが、それらも今そういう恒常的に年中使っているところには、その辺のかぎの貸出についても変えていこうじゃないかということの中で準備を進めているところでございますので、市民サービスには非常に向上していくというふうに捉えておりますので、その辺をご理解願いたいと思っております。

○林 政男君

かぎの貸し借りが一番、施設を利用する人にとっては、大丈夫かなというような認識がありますので、今、次長がご答弁されたように、支障のないようによろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、やちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○小澤定明君

先ほどのお話を聞いておまして、また、林議員と同じようなことになろうかと思いますが、都市計画道路3・4・11、これを計画して東小学校をどうするのか。この計画道路はいつ頃、着工の予定か。計画はありますか。

○建設部長（並木 敏君）

ご案内のとおり、都市計画道路につきましては、都市計画の決定、さらに事業を行う段階で事業の認可を行うという手続が必要でございます。区画整理区域以外の部分につきましては、現在のところ事業認可の予定はしておりません。

○小澤定明君

それでは、この都市計画道路のこれは形だけですね、出ているのは、計画は。

○建設部長（並木 敏君）

都市計画決定はされておりますので、それに伴う規制はかかっております。ただ、事業に

つきましては、新たに事業認可をとらないといけないと。事業を施行するに当たりましては、新たに事業認可を行うということなのですが、事業認可を現在のところ予定はしていないということでございます。

○小澤定明君

それでは、ないということですね。

それと、先ほど林議員も再三申しておりました基金の問題であります。財源ができればやるというようなご答弁がありましたが、財源、寄附があったら設置するというような答弁でございましたが、これだと半永久的、そういう篤志家がいらない限り、八街市には生涯学習センター、あるいはグラウンドは一切できないということですね。

○総務部長（山本重徳君）

先ほどの2つの基金、（仮称）八街市生涯学習センター建設基金条例、（仮称）八街市硬式野球場建設基金条例という制定は考えておりませんが、もし、そういった篤志家がいれば、先ほど市長の答弁の中にも触れております、落花生の郷やちまた応援寄附金によるまちづくり条例を今議会にお願いしておりますので、そちらの中で別表の中の（5）といたしまして心の豊かさを感じる街づくりと、こういうような項目がございます。内容といたしましては、子どもの教育、健全育成の充実、自ら学ぶ生涯学習、スポーツの推進、市民文化の創造と継承、豊かな心をはぐくむ交流の推進というような項目を設けて、受け入れられるようになっておりますので、もし、そういった方がいらっしゃれば、今申し上げたようなところに基金として管理していくということになるかと存じます。

○小澤定明君

非常に何か答弁も、私たち21でいろいろ計画いたしました結果、市民にもやはりスポーツをやっている方、また芸能・文化に精通して中央公民館を使っている方等々に、このお話をしましたところ、「それはいいことだ。少しずつでも協力しよう」という人がかなりおります。1千万円だ、1億円だと、最初からの基金じゃなくて、ちりも積もれば山となる。私たちは使えないかもしれないけれども、20年、30年後を見通した計画と思い、林政男議員が代表質問で述べたとおりでありまして、どうか、これをご理解いただき、ぜひ基金の創設、かなりの市民の同調は得られるものと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

ちょっと今聞いていますと、基金の創設をしないということは、一言も言っていませんから。ただ、今は原資がないから作らないということで、そういう方がいたときには、私はさっき1億円と言いましたけれども、それは掛川市の話を書いただけで、たとえ100万円でも10万円でも、1万円でも、これを基金にしてくださいと原資が目的が寄附であった場合には、これはその寄附金を入れるところがない場合には、そういう基金を作って、そこへ入れますから。入れないと言っているわけじゃありませんから。入れると言っているんですから。けれども、基金がまだないのに、今それを作って、作ればすぐそこへ市が原資を入れて作らないといけませんので、ですからそれは入れられませんから、そういう方がいたときに

は、すぐ受け入れて基金条例を作りますよということですから。作らないとは言っていないから。その辺を少しご理解をお願いいたします。

○小澤定明君

わかりました。

○議長（山本邦男君）

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

これで、関連質問を終了します。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、１時１０分から再開します。

（休憩 午後１２時００分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、北村新司議員の代表質問を許します。

○北村新司君

誠和会の北村新司です。誠和会を代表いたしまして、質問申し上げます。

「平成２１年度当初予算」「通学路の整備」「市内小中学校の児童・生徒の健康管理」「高齢者の福祉」「農業振興」「鉄道の利便性」の６点にわたりまして、通告に従いましてご質問いたします。

１点目は、平成２１年度当初予算についてです。

米国発で始まった金融危機、それは２００８年９月に米証券大手リーマンブラザーズが経営破綻し、その後の金融危機は世界に拡散して深刻化し、世界的な景気悪化が続いております。日本国内においても、想像を超える経済の落ち込み、世界同時不況の長期化で国内景気の回復も見通せない中にあります。

八街工業会のある方も、「受注が半減近くになり、このままだと大変である」と言っておられました。市税収入の行方が憂慮されます。

ふるさと八街のスタートは明治３年に開拓の鍬が振り下ろされ、さまざまな苦難を乗り越え、明治５年八街村が誕生しました。その先人の苦勞、苦闘のおかげで、今日の八街があることは、だれもが認めることであります。八街の大地には、私たち先祖の血と涙がしみ込んでいます。こういうときだからこそ、市民の皆様も、議会も行政も一致結束して住みやすいまちづくりを進めていく必要があると思っております。

総合計画の中の「まちづくりの基本理念は、ふるさとを守り育て、活力や文化の香りに満ち、心安らぐまちづくりを市民と行政の協働により進めます」とあります。

本市の財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。限られた財源の中で費用対効果、緊急度、サービス水準の適正化に留意されての予算編成を行ったものであると感じております。歳入に見合った規模であることを踏まえながら、節減合理化を進めるといった取り組みを念頭にしての行財政改革を、より徹底し、そして滞納整理を含めた市税収入の確保、受益者負担の適正化等を進めていただきながら、健全財政を維持しなければならないものだと考えます。

それらの点を踏まえながら「平成21年度当初予算」について。

要旨①編成方針について。②重点施策について。③財源確保の努力についてをお伺いいたします。

2点目は、通学路の整備についてです。

平成15年に警察庁と国土交通省は交通死傷事故発生率の高い地区を「あんしん歩行エリア」として指定しました。本市も市街地を中心とした約185ヘクタールが指定を受けました。歩道やゆとりのある歩行空間が確保できない道路があることも事実であります。特に小中学生、高齢者の交通安全という見地からも、通学路の整備、あるいは歩道の整備は急務であります。

そこで、要旨①平成21年度市内一円の通学路の整備実施計画をお伺いいたします。

次に、要旨②は、県道神門八街線の歩道計画についてであります。

以前にも、私は八街家畜市場付近のカーブのところの歩道計画について要望、質問したことがあります。その後、一向に計画が示されません。

そこで、その後、歩道計画の進捗があるのかをお伺いいたします。

3点目は市内小中学校の児童生徒の健康管理についてです。

八街市総合計画2005に「学校教育の充実を図る」という中に「健康づくりや安全教育、食に関する指導を行い、児童・生徒の健康保持と健康教育の推進を図る」とあります。日頃の各小中学校の教職員の方々の苦勞に敬意をいたしながら、要旨①児童・生徒の健康管理につきましては、健康診断の状況、小児生活習慣病予防健診の実施状況についてお伺いいたします。

要旨②の肥満対策については、運動不足あるいは食生活の偏り等が言われておるところですが、運動不足の解消、食生活の改善などを通じた指導を行っているのかをお伺いいたします。

要旨③の視力の低下につきましては、昨今のゲーム機の普及の中で、視力の低下が指摘されております。また、家庭教育に通じることでもあります、そのところも含んだ指導はあるのかお伺いいたします。

要旨④の朝食に関する指導についてです。静岡県島田中学校で行われた教育研究発表会で「朝起きたら家族がいなかった。学校に行くまであと1時間、朝食はどうしよう」との問いかけに「食べない」「コンビニに買いに行く」「自分でつくる」等の選択肢にそれぞれ長所短所を生徒に考えさせる「朝食の果たす役割」の公開授業がありました。「早寝・早起

き・朝ご飯」のCMはだれもが知っており、朝食が最も重要だと考える生徒が同校の87パーセントでありました。しかしながら、実際に食べているものは「菓子パン」「ゼリー飲料」だけ、一品だけという家庭もあったそうです。栄養バランスが偏っている現状であるそうです。朝食の果たす役割は、だれもがその必要性を認識されております。

その中で、八街市内の小中学校の児童・生徒にその指導を含めた問いかけをしているかをお伺いいたします。

4点目は、高齢者福祉の充実です。

高齢者が健康で積極的に社会に貢献でき、またその家族が家庭や地域の中で安心して生活ができるまちづくりを目標にして、それぞれの関係者が日夜努力しておられますことに感謝申し上げながら、私どもも、長い人生を社会のために尽くされました高齢者の方々に長老を尊敬し敬愛する気持ち、感謝する心を礼を持って接する努力を重ねたいと思っておるところであります。高齢者福祉の充実を願うばかりです。

そこで、要旨①八街市の高齢化率の推移について。

②高齢者の生きがい対策事業について。

③高齢者の支援事業についてをお伺いいたします。

また、要旨④の2市1町SOSネットワーク連絡協議会については、特に認知症と思われる高齢者が行方不明になった場合は、いち早く発見することが求められております。そういう中で、「みんなで見つける、みんなで助ける」を合い言葉にした2市1町SOSネットワーク連絡協議会の状況についてお伺いいたします。

5点目は、農業振興です。

千葉県農業産出額は、平成18年度は4千14億円で3位でありましたが、平成19年度は4千119億円で2位となっております。

八街市の農業は高齢化の進行と担い手の減少、加えて輸入農産物の影響により農産物の価格が低迷し、極めて厳しい環境下にあります。基幹産業である農業の持続可能で安定的な農業経営を確立するには、個々の農家の経営努力はもちろんですが、行政の一段の振興施策が求められています。

そこで、要旨①市内農家の所得状況について。

②市内農家の所得向上策についてをお伺いいたします。

続いて、要旨③は耕作放棄地対策協議会についてです。

耕作放棄地とは、人力・農業用機械で、草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能である土地。草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地。森林原野化し、農地に復元して利用することが不可能な土地と、3つに分けられています。

そういう中、先般、耕作放棄地対策協議会が開かれたと聞いております。どういう協議がなされたかをお伺いいたします。

要旨④は「援農いんば」の設立についてです。八街市の農業も農業従事者の高齢化や後継

者不足等々の中で、離農や不耕作地の拡大する恐れがあります。そういう情勢の中で「農作業を受託して自ら耕作を行うことを目指す」とする取り組みをする「援農いんば」をＪＡが設立したと聞いております。その事業内容についてお伺いいたします。

６点目は、鉄道の利便性についてです。

要旨①は、ＪＲ総武本線の快速電車の増発についてです。前回の１２月定例議会において、誠和会の山本義一議員からもご質問申し上げましたところですが、市民の皆様から、たくさんの要望のある快速電車の増発の努力についてお伺いいたします。

続いて、要旨②の榎戸駅東口の開設についてであります。

この件につきましては、誠和会の湯浅祐徳議員が何度か要望、質問を重ねておるところですが、誠和会を代表いたしましても、長谷川市長の公約であるこの榎戸駅東口の開設の取り組みについてお伺いいたします。

以上６点について、ご質問申し上げました。明解なる答弁をお願い申し上げ、私の１回目の質問を終了します。

○市長（長谷川健一君）

代表質問、誠和会、北村新司議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項１．施策方針についてという中の（１）①、②について関連がありますので一括して答弁いたします。

平成２１年度の予算編成方針につきましては、現下の行政環境と本市の厳しい財政状況を踏まえて、平成２０年度予算と同様、予算全般について、節減合理化を推進するという基本姿勢に立ち、歳入面では滞納整理を含めた市税収入の確保、受益者負担の適正化の推進、国庫補助制度や地方交付税措置のある地方債制度の活用を図る等、財源確保に努めるとともに歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、義務的経費及びシーリング対象となる経費を除き、すべて一件査定を実施することとし、全体として歳入に見合った規模の通年型予算として編成いたしました。

新規事業を含めて、重点施策について申し上げますと、便利で快適なまちづくりとして、八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路３．４．３号八街神門線整備事業、都市計画道路３．４．９号金毘羅線整備事業など、引き続き推進することとしました。

また、道路整備事業では、市道文違１号線道路改良事業の完成を目指し、引き続き推進するとともに、その他、市道の維持修繕に努めます。

次に、安全で安心なまちづくりとして、カーブミラー・防犯灯の設置、修繕については、厳しい財政状況にあっても、前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしたほか、市内沖分校を含む９小学校にＡＥＤを設置することとしました。

また、消費生活苦情相談日を週３日から４日に増やし、充実を図りました。

次に、健康と思いやりにあふれるまちづくりとして、妊婦の保健対策の充実を図るため、妊婦健康診査については、５回から１４回に増やすこととしました。

また、児童クラブにおきましては、八街東地区に新たに開設するとともに、今年度同様、

母子自立支援員を配置し、家庭児童福祉相談業務を実施します。

次に、豊かな自然と共生するまちづくりとして、クリーンセンター処分場の延命化及びリサイクルの推進を目的とした廃プラスチックの収集を実施します。

次に、心の豊かさを感じるまちづくりとして、まず、交進小学校の校舎老朽化に伴う改築事業を進めるとともに、発達障がいを含む、さまざまな障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別教育支援員を1名増員し、充実を図ります。さらに、給食補助員についても2名増員分の予算計上をしております。

その他、スポーツプラザにおけるテニスコートの夜間利用を可能にする照明設置に伴う配線管工事、「八街市史 資料編 近世二」の発行、さらに図書館の開館時間の延長を週1日を週2日にすることといたしました。

次に、活気に満ちあふれるまちづくりとして、北総中央用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正事業、八街駅南口の空き店舗活用に対する補助等を引き続き実施します。

また、八街市における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、八街市食育推進計画策定委員会を設置するほか、飼料作物の自給体制強化を目的とした機械・施設等の整備、稲わら収集組織の取り組みに助成をいたします。

次に、市民とともにつくるまちづくりとして、産業まつりの開催や、ふれあい夏まつりの支援を行います。また、平成21年度においては、地域集会施設として、泉台地区のコミュニティセンター建設費補助を予定しております。

最後に、市民サービスの充実したまちづくりとして、市民課窓口における交付呼び出し表示システムの更新を実施し、利用者へのサービスの充実を図ります。

また、コンビニ収納開始に伴う関連経費の予算計上、さらに国民投票に係る投票人名簿システム改修、総合行政ネットワークシステム機器更新を実施することといたしました。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に、③ですが、財源確保の取り組みとしては、先ほど、やちまた21、林政男議員にお答えしたとおりでございますが、本市といたしましては、市税、国民健康保険税の収納率の向上が最も必要と考えているところであり、そのために、今までにおいて組織の見直し、夜間窓口の開設、月末の日曜開庁、搜索やインターネット公売等を実施してまいりました。

また、平成20年9月に副市長を本部長とする八街市市税等徴収対策本部を設置したところであり、今後も収納率向上を目指し、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

さらに、行政サービスに係る費用と負担についても常に見直しを行うことは重要であり、平成21年度においては、現在、下水道使用料の見直しを予定しているところでございます。

次に、質問事項2. 道路問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、道路の整備は、現在、進めている市道文違1号線のように、道路の改良を目的に計画的に進める道路整備と、主に道路の維持や修繕を目的とした道路維持工事を行

っております。

特に通学路につきましては、地元区や小中学校及びPTA関係者から、道路の整備や補修に関する要望が多く出されておりますので、これらについて現地の確認などを行い、通学に支障がある箇所を優先的に整備・修繕を行うよう努めているところであります。

次に②ですが、ご指摘の路線を管理する印旛地域整備センターに確認したところ、現在、県では八街市内の歩道整備など、多くの事業を実施していることから、ご指摘の歩道整備につきましては、これらの事業の進捗状況を見ながら検討したいとのことであり、具体的な計画はないとのことですので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項3. 健康管理については、後ほど教育長から答弁させます。

次に、質問事項4. 福祉の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、本市の高齢化率は、各年度の10月1日現在で申し上げますと、平成18年度が15.5パーセント、平成19年度が16.4パーセント、平成20年度が17.3パーセントと推移しております。平成19年度の全国平均21.5パーセントに比べると低くなっているものの、団塊の世代が65歳に到達する平成26年度には、21.5パーセントに達し、超高齢社会を迎えると予想されます。

次に②ですが、高齢者にとって、介護が必要な状態になっても、人としての尊厳が守られ、生きがいを持ち自立した生活が続けられる社会を目指し、高齢者の大半を占めている元気な高齢者が社会を支える一員として、積極的に社会参加しやすい地域づくりを支援しています。

そこで、これまで以上に多様化するであろう高齢者の生活スタイルや価値観、趣味活動などを支援していくためにも、行政と市民が相互に協力し、さまざまなニーズを把握するとともに、1人でも多くの高齢者が活動的に暮らせるような、環境づくりを進めていきます。

現行の事業といたしましては、外出支援として、ふれあいバスの運行や福祉カーの貸し付け、場の提供として、高齢者学級や生きがい短期大学の開催、就労支援として、シルバー人材センターの活動支援などがございます。

また、老人クラブやボランティアの活動を支援し、元気な高齢者がサービスの受け手としてばかりではなく、担い手として活躍できるような地域を目指し、社会福祉協議会と連携しながら、情報提供や活動に関する講習、福祉意識の普及・啓発などに努めてまいります。

次に③でございますが、本市の高齢者支援といたしましては、健康診査をはじめ、感染症対策、在宅訪問歯科診療、健康手帳の交付、料理教室、健康まつり、健康教育、はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成券の交付といった健康支援はもとより、在宅の高齢者を支援するサービスとしては、高齢者火災警報器の給付や急病などの緊急事態を容易に通報できる緊急通報装置の設置、認知症などが原因で行方不明になった方の捜索を支援するSOSネットワークとGPS位置通報検索システム利用の初期費用助成、在宅で常時おむつを使用している方へのおむつ代の助成、健康保持と安否確認を兼ねた配食サービス、地域包括支援センターによる総合相談などがございます。

次に④ですが、SOSネットワーク連絡協議会は、佐倉市・八街市・酒々井町の2市1町

と佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合の各機関で、構成されております。この協議会は、知的もしくは精神的、または認知症による徘徊などが原因により、行方不明となる者、またはそのおそれのある者について、その早期発見、保護及び予防するために行政、警察、消防を中心に行っているＳＯＳネットワーク活動を円滑に運営するため設置されたものであります。

次に、質問事項５．農業施策について答弁いたします。

(１) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の農業は、大消費地である首都圏にあって、肥沃な耕地と生産者の努力により、農業産出額は県内上位を維持しております。しかしながら、農業を取り巻く環境は、燃油・肥料等の価格高騰、農産物価格の低迷、高齢化による労働力の脆弱化、消費者ニーズの多様化、輸入農産物の流通拡大等、多くの課題を抱えております。

このような中で、市内農家の平均生産農業所得は、千葉県生産農業所得統計によりますと、平成１６年は６８５万円、平成１７年は６３２万円、平成１８年は６２５万円となっております。

本市では、平成１８年８月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、具体的な経営の指標を年間農業所得では１経営体当たり６３０万円程度とし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すとしております。

市では、これを踏まえて、これまで園芸・農産部門では、補助事業を活用した機械化・施設化による生産体制の確立と消費者ニーズに対応した減農薬・減化学肥料で生産される、ちばエコ農産物の推進、環境に優しい農業を実践するために、土づくり等の持続型農業への取り組みを支援し、また、畜産部門では、有料素畜等の導入や飼料自給率の向上による安定的経営発展を進めるとともに、耕種農家と連携した、たい肥等の低利用資源を活用する環境保全型農業を支援してまいりました。

今後におきましても農業所得の向上を図るため、環境の変化により生じるさまざまな課題に対応できるよう、関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

次に③ですが、「八街市耕作放棄地対策協議会」につきましては、林政男議員の代表質問で答弁させていただきましたが、国が示した「耕作放棄地解消支援ガイドライン」をもとに地域における耕作放棄地の再生利用及び保全管理に資することを目的として、平成２１年１月１５日に設立いたしました。

協議会の組織構成は、市農業委員会、市農業研究会、市土地改良組合協議会、いんば農業協同組合等の代表となっております。

今後は、この「八街市耕作放棄地対策協議会」を主体といたしまして、耕作放棄地の発生防止と解消を推進していくこととなりますが、平成２０年度では、「耕作放棄地再生実証試験」を行うことを計画しており、その結果を基礎資料として、耕作放棄地での営農再開、保全管理の可能性、課題等を的確に把握した上で、耕作放棄地解消のための取り組みを促進し

てまいりたいと考えております。

次に④ですが、いんば農業協同組合の管内におきましても、農業従事者の高齢化や後継者不足、生産費用の高騰と農産物価格の低迷等、年々厳しさを増す農業情勢により、離農者や耕作放棄地の拡大が大きな問題となっております。

いんば農業協同組合では、これらの現状を打開するため、平成21年1月13日に農業生産法人株式会社「援農いんば」を設立いたしました。農業協同組合が出資する農業生産法人といたしましては、県内で2番目であり、農作業を受託して自ら耕作を行うことで、地域の担い手となることを目指して、事業を展開していくことが経営方針として掲げられております。

事業を行う範囲は、管内の佐倉・八街・四街道市の3市となっており、初年度の事業といたしましては、水田作では育苗・水田耕起から乾燥調整までの部分的な作業及び全面的な稲作経営、畑作では、落花生の栽培とその加工販売を行うことが計画されております。

本市におきましても、重要な農政課題となっております、耕作放棄地の解消や農地の有効利用を図っていく上でも、期待のできる取り組みでございますので、その積極的な活用に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項6. 鉄道の利便性について答弁いたします。

(1) ①ですが、本市では、総武本線沿線の山武市、酒々井町とともに総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会を設置して、成東・佐倉間における快速電車増発の実現を目標とした活動を展開しているところでございます。

J R千葉支社によりますと、成東・佐倉間におけるJ R利用者が、ここ数年、毎年減少しているということを理由に、快速電車増発に向けた駅施設等の整備の実現には、何よりもまず利用者の増加が必要であるとの見解が示されており、快速電車の増発、あるいはこのためのホーム延伸をする上では、従前からの費用負担割合の原則を見直そうとする主旨の発言も見られるところであり、このところなかなか協議が進展しない状況でございます。

この対応に当たりましては、今後も成東・佐倉間快速増発推進協議会のメンバーである山武市、酒々井町と連携を図りながら協議開始当初の費用負担の考え方を基本としつつ、その実現に向けてJ Rとの協議を粘り強く重ねてまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、榎戸駅東側から駅を利用する市民の方々への利便性向上を図る上での東口改札の新設につきましては、以前からJ R千葉支社に要望を続けているところですが、新たな改札口の設置ということについては否定的でありまして、J Rからは八街駅のような自由通路と橋上駅の組み合わせで改札口を1カ所とし、東西にそれぞれ駅員を配置する必要のないような形としたい意向は示されております。

また、J Rが進めている鉄道駅バリアフリー化計画において、平成22年までに榎戸駅の既存の跨線橋へエレベーターを設置する整備計画も示されておりますので、市としましても榎戸駅施設とその周辺整備について多角的な検討を進めるべく、庁内関係課による検討会議を開催しているところでありまして、駅の東側からの利用者の利便性向上につながる榎戸駅

施設全般、さらに、この周辺エリアのあり方などについて、中長期的な視野に立った議論を進めていくこととしており、この中で一定のとりまとめをしたいと考えております。

また、地元の榎戸駅周辺整備促進協議会などとの意見交換の機会を設けながら、引き続きＪＲへの交渉、要望も行っていきたいと考えております。

次に、教育委員会の答弁については、教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項３．健康管理についてですが、（１）①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市内小中学校におきましては、毎年度４月から６月にかけて定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康状態を確認するとともに、健康上配慮が必要な児童・生徒の把握をしております。また、必要に応じて個別に保護者と連絡を取り合い、一人ひとりの健康状態に応じた配慮が適切に行えるよう努めているところです。

日常の学校生活におきましても、毎朝学級担任より一人ひとりの健康観察を行い、養護教諭と連携をとり、対応しています。肥満対策につきましては、平成１３年度より、市内小学４年生を対象に生活習慣病予防健診を実施し、血中脂質・血糖・血圧等の値を測定し「生活習慣病予備軍」の兆候がないか確認できる体制を整えております。養護教諭や学校栄養職員が連携し、各学校において健診で所見があった者と、その保護者に対して、栄養指導を中心とした事後指導や１年後の経過観察健診を実施し、生活習慣を見直し、改善するための支援にも取り組んでおります。

健康な身体をはぐくむため、体育の授業や部活動のほか、校内マラソンや長縄跳びの取り組み、休み時間の外遊びの励行等を行い、日々の教育活動の中に運動に親しむ機会を積極的に設けていることも肥満対策の一助ともなっております。視力につきましても、定期健康診断において児童・生徒の視力検査を実施し、視力低下者の早期発見に努め、視力の低下が認められた場合は眼科専門医の受診を勧め、学校生活で適正な管理ができるよう学級担任や養護教諭を中心に保護者と連絡を取り合い、対応しております。

日頃の学校生活の中でも、児童・生徒の視力の異常が見られた場合は随時視力検査を行い、保護者に連絡をするなど、早期対応に努めております。また、視力低下を予防するために、学習するときの姿勢指導等、学級における日常の指導はもとより、健康だより等でテレビ視聴やゲームの仕方など、家庭生活での注意についても繰り返し啓発を行っているところです。

今後も、児童・生徒の健康管理については、一人ひとりの健康状態に応じた適切な対応を行い、望ましい生活習慣により健康増進が図られるよう配慮してまいりたいと存じます。

次に④ですが、朝食は一日の活動を始めるエネルギー源であり、成長期にある児童・生徒にとって、その重要性は言うまでもありません。

本市の児童・生徒の朝食摂取の状況につきましては、１９年度に実施した「生活習慣に関するアンケート」結果によると、毎日朝食を食べる者は小学校ではおよそ８６パーセント、中学校ではおよそ７４パーセントとなっており、学年が上がるに従って割合が減っております。

す。

朝食を食べない理由を見ますと「食べる時間がない」「食欲がない」がともに多くなっておりまゝす。市内小中学校におきましては、この結果を受け、朝食を食べない理由の背景に生活習慣の乱れ、特に夕食時間や就寝時間が遅くなっていることが挙げられると考え、規則正しい生活の重要性や夜型生活が健康に及ぼす影響についての指導にも一層重点を置き、家庭科・保健体育等の教科に限らず、総合的な学習や特別活動、全校集会等、機会あるごとに学校生活全体を通して、指導・啓発に取り組んでいるところです。

同時に保護者に対しても、就学時健康診断・家庭教育学級の機会に呼びかけるほか、学校だより、さまざまな機会に啓発を行い、家庭の協力を促しております。

今後も朝食の重要性について、児童・生徒や保護者への啓発活動を行い、将来にわたって望ましい食習慣を実践できる児童・生徒の育成に努めてまいりたいと存じます。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時05分）

○議長（山本邦男君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（長谷川健一君）

先ほど北村議員の答弁の中で、質問事項4の福祉の充実についてというような質問事項の（1）①の中で、平成19年度の全国平均21.5パーセントに比べると低くなっているものの、団塊の世代を「だんこんの世代」と読み間違えたというようなことで、指摘をしていただいたそうでございますので、ひとつ取り消しをさせていただきます。団塊の世代が65歳に達する平成26年度には21.5パーセントというふうに改めさせていただきます。以上です。

○北村新司君

それでは、自席で何点か、ご質問申し上げます。

先ほどの平成21年度当初予算についてであります。節減合理化推進制度、それから施策の見直しに努めた歳入に見合った規模の通年型予算であるということですが、今後、市民要望の多い施策・事業を実施するには、その財源として市債の発行も念頭にあってのことか、そして公債費負担がこれから毎年大きくなっている中で、今後、市債の償還及び活用の見込みについてを伺います。

○財政課長（長谷川淳一君）

市債の残高でございますけれども、一般会計ベースでのこの残高は、平成18年度末決算ベースでは、約237億円ほどでありました。これに上水・下水の特別会計の残高を入れまゝすと、約300億円というような数字になっていたかと思います。しかしながら、この平成

20年度末、今年度末の決算ベースでの見込みでは、一般会計ベースで約216億円ということで、18年度と比較しますと20億円ほど、市債の残高は減額できるという見込みとなっております。

今後の推計でございますけれども、平成22年度の償還額、公債費でございますけれども、約25億円をちょっと超えるぐらいの数字を見込まれます。今年、21年度よりもまた増えると。これが今ピークというふうに見ております。その後、平成26年ぐらいまでは、かなり高い水準、約23億円前後の公債費、償還額になろうというふうに推計しているところでございまして、26年度末には市債の残高は、一般会計ベースで約130億円と。18年度と比較すると100億円程度の減額が見込めるというふうに財政課としては推計をしているところでございます。

今後の市債の活用ということでございますけれども、当然これは、今、財政課で推計している数字の範囲の中での起債の活用により、していかないと、やはりそれ以上、約10億円前後の起債の活用と、毎年そのくらいの見込みで立てておりますので、その辺の数字を目安としての市債の活用をしていきたいというふうに考えております。

○北村新司君

その次に、副市長、先ほど答弁の中でありましたけれども、八街市市税等徴収対策メンバーを立ち上げたということですが、対策本部として具体的にどのような施策を展開するか。また、どの程度の成果を見込んでいるかを伺います。

○副市長（高橋一夫君）

八街市の市税徴収等対策本部のことにつきましては、先ほど市長から答弁いたしましたとおりでございまして、市税及び国民健康保険税の徴収率の向上を目指して、昨年9月に対策本部を立ち上げたところでございます。今年度の取り組みといたしましては、これまでの通常業務に上乗せをいたしまして、納税意識のさらなる高揚のための活動、それから徴収対策の強化、この2点を重点とした施策を展開しておるところでございます。

1点目の納税意識を高めていただくための活動といたしましては、広報やちまたへの掲載。それから、成人式であるとか、あるいはまた産業まつりであるとか、そういった場を通じての啓発活動。それから、先般、実は本市の職員を対象といたしまして、まず職員に市の税収問題、財源問題がどうなっているかというようなことにつきましての研修会を実施いたしました。自分の職場で自分の担当として何ができるのかというようなことを足元をよく見てもらいたいということで、意識の向上、意識改革を図ったところでございます。

それから、区長とか、自治会長を通じまして、納税に関する市役所からのお願いといひますか、回覧板を回していただきました。それから、八街のこれは女子中学生でございますけれども、納税貯蓄組合、こちらで募集した税に関する作文、入賞した作文がございましたので、これを本人等、関係者の了解を得た上で、A2判に拡大コピーいたしまして、これを公の場に何カ所か、12カ所ぐらいあったと思いますけれども、掲示して納税される方の心情に訴えるといひますか、そういう啓発活動も実施いたしました。

それから、きのう実はでき上がってきたばかりなんでございますけれども、納税に関する啓発ポスター、これは後で見てもらえればわかりますけれども、3月に入りましたら掲示できると思いますが、子どもの笑っている姿、さわやかな子どもの笑顔に登板をいただきまして、納税意識を高めていただくということで、近々掲示する予定になっております。

それから、市のホームページでございますけれども、税独自のページの準備を今進めておりまして、3月中には公開できるのではなかろうかというふうに思っております。これが1点目の納税意識を高めていただくためのPR活動と言ってはちょっと軽くなりますけれども、そういった活動の一端でございます。

それから、2点目の徴収対策の強化ということでございますけれども、これは昨年11月に、前にもこの議会で、答弁の中で出たと思えますけれども、11月に本市始まって以来の搜索を実施いたしました。これは、もとは国税徴収法に基づくところの搜索でございまして、ご本人の意思に関わらず、かつ裁判所の搜索差し押さえ令状によらないで、搜索活動ができるものでございます。滞納している方の住所などにおきまして、換価価値の高い物を差し押さえるための搜索を実施するというものでございます。

その後、11月に初回を行いまして、その後、2回実施いたしまして、押収した物は3回で軽自動車を含めまして、約50点の品物を差し押さえてございます。一部、インターネットによって競売にかけるということで、その競売の状況なんかを見てみますと、かなり日本全国あちこちから入札といいますか、競売に参加している人がかなり出ておりました。全部競売で処分したわけでございませんで、これから4月に、またインターネット競売の準備を進めて、これに向けた準備を今進めておるところでございます。これからの、悪質と言わざるを得ない滞納者の方につきましては、継続的にこの搜索差し押さえを実施していくという計画で考えておるところでございます。

それから、成果の見込みでございますけれども、現在、100年に一度と言われている金融危機の中にございまして、どこの関係市町村におきましても、大変収納率が悪いということが頭痛の種だということでございまして、当市におきましても、市税、国保税につきましても収納率について頭の痛い状況が続いております。前年度と比較しますと、収納率、若干下回っているということでございます。残された出納閉鎖期間、あと3月から3カ月ほどあるわけでございますけれども、その間に、これまでの電話による督促であるとか、あるいはまた臨戸であるとか、そういったことにつきましても、開かれた8時半から夕方5時半までの時間ではなくて、時間外の電話催告とか、臨戸とか、そういうことにつきましても実施していきたいと。何はともあれ、相手の納税者の方とお会いして、実情を訴えて協力していただくということが、私は臨戸が一番大事なことだというふうに思っております。その中でいろんな税に関する相談も受けられるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、お困りになっている方がございましたら、遠慮なく相談窓口へ訪れていただきまして、聞く耳、相談の耳は職員は持っておりますので、どうぞ住民の方に

お会いしましたら、お困りになっていることがありましたら、そういうことでどんどん相談にいらしていただきたい。また、出向いてくれということであれば、こちらから先方の都合に合わせて相談に出向く準備はできておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

これからの問題でございますけれども、千葉県の滞納整理機構というのがございまして、県の税務職員が担当しておりますけれども、こういった方も、これから応援に来てもらおうというふうに思っております。一緒になって滞納整理を進めていきたいというふうに思っております。

それから、これからの課題でございますけれども、その滞納の原因、なぜ滞納になっているのかということの原因を分析して突き止めていきたいと思ひますし、高額滞納者の方につきましても、その納税の取り組みを強化していきたいというふうに考えておりますので、議員さんはじめ、市民の皆様方のご協力を切にお願いをいたしたいなというふうに考えております。発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○北村新司君

ただいま、八街市市税等徴収対策本部を立ち上げたということでございますが、そのメンバーについて伺いいたします。

○副市長（高橋一夫君）

メンバーでございますけれども、これは八街市市税等徴収対策本部設置要領というのを設けてございまして、その中に組織として第3条、対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織するとあります。その中で本部長は副市長、副本部長は総務部長をもって充てると。本部員はちょっと読みあげさせていただきますが、市民部長、経済環境部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、総務部秘書広報課長、総務部総務課長、総務部企画課長、総務部課税課長、総務部納税課長、総務部財政課長、市民部厚生課長及び市民部国保年金課長をもって充てるというふうになっております。以上です。

○北村新司君

次に、2点目の通学路の整備についてであります。要旨2の県道神門八街線の歩道計画については、先ほどの中で私がかねがね要望、質問しておったところでございますけれども、交進小手前から五区地先までの歩道計画を早く立ててもらいたいとの市民要望は数多くあります。そこで、その中で特に路肩が大変危険性を感じる場所があります。部分的な改善の計画はないのかをお伺いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

県道八街神門線の部分的な路肩の計画はあるのかということなんですが、地域センターに確認いたしましたところ、平成21年度におきまして、スーパーハヤシの北側に当たります路肩の整備、延長約50メートルを施工するというように聞いております。

○北村新司君

ありがとうございました。

次に、3点目の市内小中学校の児童・生徒の健康管理についての中の要旨4の朝食に関す

る指導についてでございますけれども、教育長にお伺いいたします。

教育委員会におかれましては、朝食の果たす役割については大事であるという認識であることは承知されていると思いますが、そこで教育長は、朝食の果たす役割についての考え方と児童・生徒の皆さんに朝食は必ず食べましょうという呼びかけを先生方を通じまして、どう行っているのかをお伺いいたします。

○教育長（齊藤 勝君）

朝食の重要性についての私の考え方ですが、まさに1日の食事の中の一番大切なものであると、そのように認識しております。先ほど小学校・中学校の朝食を食べるパーセントを申し上げましたけれども、朝食を食べるパーセントが高くなればなるほど、今現在抱えているさまざまな教育課題は大きく前進するものと信じております。そういった場面で、あらゆる場面で朝食をとるための活動を進めてまいりたいと思っております。

具体的に、ではどのように呼びかけを行っているかということでございますけれども、先ほどの答弁の中でも幾つか申し上げましたけれども、八街市では学校保健会という組織がございます。その構成メンバーですけれども、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、それから健康管理課、給食センター、校長先生、養護教諭等で組織されておるわけですが、その学校保健会報というのを発行しております。これは、各家庭にも行くものですが、その中で21号で、学校保健会の会長さんは朝食についても、ちょっとその引用をさせていただきますと、朝ご飯は腹時計をリセットし、食事のリズムを整え、体温を上昇させ、体を目覚めさせる働きがあります。また、脳をできるだけ早くはっきりさせるには、エネルギーが必要です。それには、朝ご飯が欠かせません。このように早寝・早起き・朝ご飯には生体リズムを整えるという理由があったのですというようなことで、広く呼びかけております。

幾つかさらに教育委員会の取り組みについてご紹介させていただきますと、いきいき八街っ子、これは養護教員さんたちの発行しているものでございますけれども、毎学期1回作成して各家庭に配付しております。その中では、早寝・早起き・朝ご飯を勧める内容を掲示しております。さらにライフスタイルチェック表というのがございます。先ほどの答弁の中で小学校4年生に生活習慣病の予防健診を行っているということを申し上げましたけれども、その中で指導を要する児童の保護者に、このいきいき八街っ子から20項目の点検項目を設けて、特に成人病予防のためには、朝ご飯を抜かすことがないようにということで取り組んでおります。学年だよりについては、もう既にお答えをいたしました。

また、各学校では長期的な体育的な行事がございます。そういう体育的な行事のときに健康管理を行うわけですが、その健康管理の中には必ず朝食はとったかということをチェック項目の中に入れて、健康管理の把握に努めております。

それから、これは、きのうの話なんです、きのう県の体育関係の出張がありまして、私は校長先生方と同じ車の機会がありました。インフルエンザがちょうど話題になっていたんですけれども、ある校長先生が「うちの学校は朝食をしっかりととっているから、インフルエンザに勝っているよ」という話が出ましたので、「では、校長先生は具体的にどのように

朝食摂取を把握しているんですか」と聞いてみましたら、その学校では生活チェック表という学校独自のチェック表があるんだそうです。それは、睡眠・就寝・起床・学習時間、そういったことを学校独自の点検項目があつて、それを先生方が点検して、家庭・児童に支援・指導しているということがありましたので、とてもすばらしいことです。ますますそういったことが広がるといいなということをこれから働きかけるつもりでおります。

とにかく朝ご飯をとるということは、とても大切なことなので、これからも進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○北村新司君

将来を担う児童・生徒たちでございますので、その点、よろしくお願い申し上げます。

次に、４点目の高齢者福祉の充実であります。先ほど答弁の中にありました高齢化率が平成２６年度には２１．５パーセントに達し、超高齢化社会を迎えようとしています。そういう中で、高齢者の生きがい対策として、今後、高齢化社会をどう考えているかをお伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。高齢者の方が日常生活を住みなれた地域で、健康で生きがいをもって暮らしていくためには、若い頃から食生活や運動などで健康的な生活習慣を身につけていくことが非常に大切であると思っております。

また、趣味や社会活動などを始めることが、さらに重要ではないかと考えております。そういう中で高齢者が積極的に生涯学習やスポーツ活動、また市民の活動などに参加していただきまして、１人でも多くの高齢者の方がとじこもりなどとは無縁な元気な高齢者でいられるよう、市としましても広報やホームページ、回覧などを積極的に活用いたしまして、多くの情報や場の提供などの必要な支援を行うなど、きっかけづくりや環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○北村新司君

次に、２市１町ＳＯＳネットワーク連絡協議会の活動状況並びに利用についてをお伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

ＳＯＳネットワークの利用につきましては、このネットワークを活用して、行方不明になった方を探す場合には、まず捜索依頼を佐倉警察署の方に申請していただきます。これにつきましては、わざわざ佐倉警察署まで出向かなくても、電話でも依頼が可能となっております。その際は幾つかの捜索手段の確認がありますけれども、これについてご家族の希望に応じて捜索活動に寄与していきます。いずれも発見された方は、最寄りの警察署または交番へのご連絡をくださるよう呼びかけております。

具体的な対応としましては、ファクスネットでは、佐倉署管内、防犯組合連合会から事前に登録していただいております公共施設や各商店など、約２００カ所の関係機関、民間協力団体にファクスを利用して、行方不明になった方の情報が流され、捜索活動にご協力をいた

だいております。

また、もう１点としましては、防災無線では２市１町の福祉担当課が防災行政無線担当課の協力を得まして、防災無線を利用して行方不明になった方の情報を流し、捜索活動の協力を呼びかけております。

なお、防災無線の使用時間につきましては、通常、午前７時から午後７時と定まっておりますため、休日と平日の午前７時から８時半及び午後５時半から７時までは消防署の方で対応していただいております。

そのほかに、あとホームページ、メール配信、あるいは文字放送では、ＳＳネットワークの事務局となっております佐倉市の方で、各システムへの入力作業を行っていただき、行方不明となった方の情報を流し、捜索活動への協力を呼びかけております。

このように、捜索情報の提供やＧＰＳを利用しました位置検索システムを新規契約した際の加入料金を助成もしております。また、行方不明になった方の早期発見・保護に努めております。

なお、発見・保護された場合には、佐倉警察署からファクスネットを利用しまして、各関係機関と民間協力団体へ捜索終了の連絡が入りますので、その旨を防災無線で報告している、こういうところです。

なお、ファクスネットの実績申請につきまして述べますと、平成１７年度で総件数が５７件に対しまして、八街市関連が８件、平成１８年度では総件数５１件に対しまして、八街市関連が１６件、平成１９年度の総件数５０件に対しまして、八街市が１１件、そういう状況になっております。以上です。

○北村新司君

次に、農業振興についてであります。要旨４の援農いんばの設立につきましては、地域農業を守るという立場から離農や耕作拡大といった現状を見ても、大変タイムリーな取り組みだと評価いたすところでございます。午前中にもありましたけれども、この援農いんばを耕作放棄地の解消に向けて有効活用できると、私は思っているんですけども、その辺のところをもう一度、担当の方でお願いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

援農いんばでございますけれども、ご案内のとおり１月に設立をされておまして、今後の展開につきましては、まだ未定な部分もございますけれども、先ほど市長から答弁がございましたとおり、活用に当たりましては、積極的に検討してまいりたいと考えております。

○北村新司君

最後に６点目のＪＲ総武線の快速電車の増発につきましては、引き続き要望活動を続けてもらいたいと、そう思っているところでございます。

そして、次の榎戸駅の東口の開設についてであります。市長はリーフレットにこのように書いてあります。長谷川健一の政策。榎戸駅の東口の開設を目指となっております。

そこで、市長に再度、市長の公約でありますことから、開設についての取り組みを、決意

をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

この点については、湯浅議員さんにも、また先ほどの質問の中でも申したとおりで、ＪＲとのやはり協議が必要で、私どもが幾らやる姿勢を出してもＪＲがイエスを出さないと、これはできませんので、これからも極力ＪＲと取り組んで、１日も早く皆さんの期待に沿うように努めてまいりたいと思います。以上です。

○北村新司君

以上で、私の質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、北村新司議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○古川宏史君

ただいまの誠和会、北村新司議員の代表質問に対しまして、関連質問をいたします。

質問事項の２番目の道路整備についての質問要旨①、平成２１年度の通学道路整備の実施計画についてお伺いいたします。

先ほどの市長答弁でございますと、通学道路整備は学校やＰＴＡの要望があるところから優先的に実施をしていくというふうにありました。南部地区では南中学校の前ですけれども、市道２・１・６号線が雨が降ると道路が冠水する箇所がございます。そして、中には靴の中に雨が入りながら登下校している子どもたちがいるというふうに聞いております。

この問題につきましては、ほかの議員からも今まで何回も質問がございました。そういうことで早期の対策をお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

○建設部長（並木 敏君）

ただいまご指摘のありました南中の冠水箇所なんですけど、本日、議案第２８号といたしまして、追加提案されました補正予算の中で工事費を計上しております。

○古川宏史君

今の説明ですと、今日の追加議案で提出された平成２０年度の補正予算の中に、その南中学校の排水整備費として計上してあるということですが、その工事内容を具体的にお聞きしたいと思います。

○建設部長（並木 敏君）

現在のところ冠水する箇所から、南中学校の敷地内にあります流末水路までの間、延長約２８０メートルの区間につきまして、自然流下によりまして水を排除したいというように考えております。

また、将来本格的な道路改良、これが切り盛りを伴う道路改良を行っても、表面排水を排除できる構造としたいというように考えております。

○古川宏史君

どうもありがとうございます。それで、その工事の実施時期は大体どのくらいになるわけ

ですか。

○建設部長（並木 敏君）

早い時期といいますか、第1四半期をめどに工事の方を発注しまして、夏休みの期間中に工事を進めていきたいというように考えております。

○古川宏史君

今の答弁でちょっと聞きにくかったんですけども、自然流下、それはどういった、浸透ですか。

○建設部長（並木 敏君）

自然流下と申しますのは、現在、冠水している場所から中学校の敷地内にあります水路までの間、自然勾配によってポンプを使わないで水を排除するということを考えております。

○古川宏史君

その工事で、その箇所が改善されるわけですか。

○建設部長（並木 敏君）

改善するための補正予算をお願いしたわけでございます。

○古川宏史君

わかりました。今回の補正で、排水工事はほかに実施されている計画はございますか。

○建設部長（並木 敏君）

主なものとしたしまして、市道の115号線、砂地区のパークゴルフ付近、215号線、川上小学校わきから醍醐宅までの間、二区地先、旧東京都八街学園わきの水路や沖十文字付近の水路などを予定しております。

○古川宏史君

ありがとうございます。川上小学校付近とか、市道115号線、ほかにも何カ所かあるということで、本当に地域の方も大変喜ぶと思います。

また、鶴澤商店の交差点につきましても信号機が設置されるというふうに予定されております。また、冠水対策もされるということで、これで子どもたちも大変安心して通学することができます。本当にありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山本邦男君）

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

これで、関連質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、日本共産党を代表いたしまして、質問をいたします。

相次ぐ社会保障の改悪や庶民増税、物価高騰などによる負担増、さらにはアメリカの金融危機を発端とする景気の後退が市民生活と中小企業の営業を襲い、倒産、失業、生活苦など

深刻な実態が広がり、農家にとっても一層経営は厳しくなっています。

昨年秋以降、日本経済はかつて経験のしたことのないスピードで悪化をしています。暮らしと経済に対する市民の不安感は、ますます深まるばかりです。市民の暮らしを守るためにあらゆる力を尽くし、しっかりと市民生活を支える市政が今ほど求められていることはありません。

私は、市長の政治姿勢、緊急地域経済対策の2項目について質すものであります。

まず、新年度予算について伺います。

八街市の新年度予算には市民生活を守る緊急対策は一切見受けられません。市長は市民の暮らしの現状をどのように認識しているのか伺います。

2点目に、厳しい財政状況を生み出した要因と今後の見通しについて伺うものです。

八街市の17年度から取り組んでいる集中改革プランは、厳しい財政状況を克服することはできず、新年度予算は一層の財政の硬直化と住民サービスの切り捨てとなっています。その要因は、国の進める構造改革と、この間取り組んできた大型事業にあります。小泉内閣以来進めてきた構造改革は、定率減税などの廃止・社会保障の連続改悪で、国民負担は46項目、1年間に約13兆円が国民の肩にのしかかり、格差と貧困を広げています。

一方「地方でできることは地方で」と地方自治体には、三位一体改革を押し付け、国庫補助負担金は4兆7千億円、地方交付税では5兆1千億円を削減し、税源移譲はわずか3兆円にとどまっています。三位一体改革が地方切り捨て政策であり、市町村合併推進への道であることがますます明らかになってきています。地方自治体の財源確保を保障するために、構造改革路線の根本的転換を国に求めるべきであるが、いかがか答弁を求めます。

厳しい財政状況を生み出した、いま一つの要因として大型事業です。大幅な人口増見積みによる大型クリーンセンター建設、厳しい財政状況と分析しつつ、不急の八街駅前区画整理事業に着手してきました。こうした大型事業の市債が市財政を大きくゆがめ、厳しい財政状況を生み出しています。こうした大型事業への的確な事業評価により、今後の市政運営が求められるかどうか。

また、今後の財政の見通しについて、新年度の財源確保方針は、滞納整理の強化、受益者負担の適正化への強力推進を掲げているが、どのように進めようとしているのか伺います。

政治姿勢の2点目に、制度充実で暮らしの応援を求めるものです。

まず、税滞納者への行政サービス制限をなくす問題です。格差と貧困の拡大によって、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されない深刻な社会情勢になっています。そのような中で痛めつけられている市民の盾となり、市民生活を支えることこそ自治体の任務です。ところが、税を滞納する市民に対し、行政サービスの制限をしており、最も支援が必要な市民ほど置き去りにされています。

現在、八街市では何項目の行政サービスの制限をしているのか、制裁行政で市税収など収納率の向上がどのくらい望めるのでしょうか。行政サービスの制限をなくすことを求めるものです。

次に、緊急生活資金の貸付制度についてです。

緊急的、一時的に生活の維持が困難な市民に対し、市独自の小口生活緊急資金の貸付事業は切実です。実施すべきであるがいかがか、答弁を求めます。

政治姿勢の3点目は八ッ場ダムについてです。

利根川水系の八ッ場ダム計画は、東京・埼玉・千葉・茨城・群馬への都市用水供給と洪水調節を目的に52年前に計画されましたが、長年にわたる地元の激しい反対に当初の計画から大きくずれ込み、今日に至っています。

県は財政難を理由に、県民の切実な願いに背を向け、暮らし・福祉・教育に関わる補助金を次々と削減し、その一方では全くむだなダム建設に760億円もの投入です。県がまとめた長期水需給調査結果では、平成32年度の水需給見通しは337万トン、確保量は418万トンであり、このうち八ッ場ダム23万トンとなっていますが、八ッ場ダムがなくても水道、工業用水、農業用水とも十分足ります。県が示している八ッ場ダムからの取水による供給計画をどのように受け止めるのか。また、八街市においても、計画と実際の受給人口・給水量に差が出ており下方修正をすべきであるがいかがか、答弁を求めます。

次にむだなダム建設からの撤退についてです。

八街市の八ッ場ダム負担金は2億2千200万円。水余りの状況で水確保は全くのむだであり、ましてや財政難の中で取り組むべき事業ではありません。また、国土交通省は八ッ場ダム建設の理由として「利根川上流で200年に一度規模の大雨があった場合、中流地点に毎秒2万2千トンの大水が押し寄せる」と説明してきましたが、実際には1万6千750トンに留まると、同省自身が試算していたことが判明しました。現在の河川で対応可能であることが明らかとなっています。ダム建設の理由は全くありません。きっぱりとダム建設撤退を県に要求すべきですが市長の答弁を求めます。

大きな2点目に、緊急地域経済対策についてであります。

この間、日本共産党は対策本部の設置を求めてきましたが、7万7千市民の暮らしを守ることを使命とする市長には全く危機感はなく、いまだその方針は伺っていません。市長を本部長とし全庁が一丸となって地域活性化対策進めるために、改めて対策本部の設置を求めるものです。

2点目に地域経済対策についてです。

初日に、地元中小業者から仕事確保への切実な請願が出されましたが、急激な景気後退の中で、経営に大きな打撃を受けている市内中小業者に対し、公共施設の修繕の発注は緊急的な経営支援の一助となります。市への業者登録の有無に関わらず、小中学校・保育園・幼稚園・公民館など、各施設50万円程度の小規模修繕などで市内業者への仕事確保を求めます。

次に、不況対策緊急資金貸付制度の創設についてです。

昨年、セーフティネット保証ができましたが、八街市の業者で保証協会の承諾が受けられない人が約2割もあり、また、条件が満たないために対象にならない事業者もあり、救済のために市独自の緊急の小口貸付制度の創設は切実です。緊急対策として実施を求めるがいか

がか。

3点目に、雇用対策の強化についてです。

「半年もの間仕事を探している」「年齢制限で仕事がない」など、若者から高齢者まで雇用対策は切実な状況です。ハローワークでは、受付から1時間待ちでやっとパソコン検索ができますが、1人わずか40分。窓口相談は2時間待ちと、情報を手に入れるまで容易ではありません。

1月30日、千葉労働局が県内の失業雇用情勢は厳しさを増しているとし、12月の新規求職者は前年同月との比較で36.8パーセント増と報告しています。自治体での雇用対策の強化が求められています。解雇・雇用止めとなった市民を優先的に、市の臨時職員として採用することを求めるがいかがか。

また、ハローワークとの連携で、市役所内での雇用相談会の開催を求めるがいかがか。

以上、市民の暮らしを守るための積極的な答弁を求めるものであります。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間休憩を行います。

（休憩 午後 2時55分）

（再開 午後 3時05分）

○議長（山本邦男君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（長谷川健一君）

代表質問、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁をいたします。

始めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

（1）①ですが、国内外の経済環境が激変し、資源の高騰、サブプライムローン問題を契機とした世界的な金融危機、また、実態経済の悪化に伴う景気後退による大幅な国税、地方税の減収が見込まれる中、本市では製造業が少ないことから、法人税等の影響は現在の見込みでは、比較的少ないものと考えております。

また、市民生活への影響ですが、窓口への相談件数等を見ますと、それほど目立った増加はないとの報告を受けております。しかしながら、現在の経済状況を見ますと、雇用状況等がすぐに好転することは大変難しいことから、市民の皆様の暮らしぶりについて、今後も注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、②ですが、本市の厳しい財政状況を生み出した最大の要因としましては、平成16年度から平成18年度における三位一体の改革による地方交付税改革が挙げられるかと思えます。

平成19年度決算においては、普通交付税、臨時財政対策債及び特別交付税が合わせて、34億8千391万6千円となっており、改革前の平成15年度と比較しますと、約10億円の減額となっており、大変大きな影響を受けております。また、その他の要因としては、

国策として、平成13年度より、臨時財政対策債という制度が始まったこと、及び過年度に実施した事業に係る多額の地方債の発行に伴う公債費の上昇が挙げられます。

本市で平成12年度以降取り組んでまいりました、ご指摘のクリーンセンター建設、八街駅北側地区土地区画整理事業、さらに八街中央中学校校舎改築事業の財源として発行しました、市債の元金償還費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されることを見越し、これらの事業を実施いたしました。先に述べたとおり、三位一体の改革による地方交付税の大幅な減額となったことが、全く想定外であり、そのことが、より公債費負担をさらに重くしているものと考えております。

次に、国庫補助負担金につきましては、その目的や時代の変化により、常に見直しが行われており、一概に比較することは無理があると考えておりますが、特に影響を受けたものとして、児童手当が3分の2から3分の1、また、児童扶養手当が4分の3から3分の1に、それぞれ負担率が削減されるとともに、ここ数年間、突出して扶助費関係の支出が増えていることも要因と考えております。

さらに、平成19年度から住民税フラット化に伴う本格税源移譲が行われましたが、収納率が70パーセント台と低迷が続いていることも、本市の財政運営に従前にも増して影響が大きいと考えております。

今後の見通しにつきましては、まず、歳入面では収納率の向上を図るという大変大きな問題を抱えており、また、歳出面でも扶助費、物件費において今後も着実に増加することが見込まれ、さらに平成22年度までは、公債費が確実に上昇するという推計が出ておりますので、大変厳しい財政状況は、しばらくの間、続くものと考えております。

このようなことから、今後はより一層、費用対効果、緊急度、サービス水準の適正化、財源措置に十分に留意し、限られた財源を重点的、効果的に配分する予算編成を徹底するとともに、毎年度の決算における財政健全化法に基づく4指標の推移を注視しながら、慎重な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に（2）①ですが、税滞納者に対して行政サービスの制限を行うことは、収納率の向上を図るという観点よりも、税負担の公平性を確保するという目的で行っているところでございます。特別な理由もなく税金を納めない一方で、行政上のサービスを利用できるという不公平な状況があると、納期限までに納税されている市民の皆様の思いとしましては、納税に対しての不信感や不公平感を抱かれるものと思われま。さらに、税負担の公平性を確保するために、一部の行政サービスの制限を行うことで、市としての姿勢を示すとともに、市民の皆様の納税に対する信頼につながるものと考えております。

また、サービスを受けることと税を負担することの受益と負担の原則をはっきりさせることにより、納税意識を高めることにもつながるものと考えております。しかしながら、行政サービスを制限することに当たっては、市民の皆様の生命や財産の安全に関して緊急性があるものを除くなど、慎重に行う必要があると考えております。その点を考慮し、現在、滞納者に対して、行政サービスの制限を行っているものとしましては、市営住宅への入居、中小

企業資金融資、生ごみ処理容器等購入費補助金などがございますが、これらの制限は妥当なものと理解しております。

次に②ですが、市社会福祉協議会で、以前、独自の小口貸付資金貸し付けを実施していましたが、この貸し付けは寄附による資金を原資としており、その資金が回収不能となるケースが多くなり、資金が底をつく状態となったため、平成16年11月30日廃止となりました。

これにかわるものとして、千葉県社会福祉協議会が緊急小口資金貸付を実施しております。これは、低所得世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付けをするもので、保証人なしで申請後3日ほどで貸し付けされますので、今後もこちらの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上のことから、独自の小口貸付資金制度の復活については、考えておりません。

次に（３）①と②は関連がありますので、一括して答弁いたします。

水道事業を展開する上で、最も優先すべきことは、水道水の安定供給であり、このため、老朽化した電気ポンプ施設の更新工事並びに石綿セメント管の更新工事を計画的に着手し、安定供給に努めているところであります。

ハツ場ダムに関する水利権を持っている、千葉県、北千葉広域水道、印旛広域水道にあっては、おのおのが適切な供給計画を策定しているものと考えております。

また、安全で安心な水を市民に供給することは、日常生活にとって非常に重要であり、このためにも安定的な水源を将来に向けて確保することが重要であると考えております。その水源の1つとなるハツ場ダムの取り扱いにつきましては、印旛広域水道用水供給事業として印旛郡市広域市町村圏事務組合が実施していることもあり、この構成市町村全体として統一的な対応をしていく必要がありますので、現時点において、本市として千葉県に対して撤退を求めるということは考えておりません。

次に、質問事項2．緊急地域経済対策について答弁いたします。

（１）ですが、最近における金融危機や株式・為替市場の大幅な変動による経済情勢の悪化は、アメリカをはじめ、世界規模で深刻な状況になっております。このような状況の中、国における景気対策や、千葉県では千葉労働局と連携して、迅速かつ的確な雇用対策を実現するため、「千葉労働局・千葉県合同緊急雇用対策本部」を設置し、雇用対策について公表したところであります。

本市においては、市独自の対策本部の設置の考えはございませんが、国や県の施策の中で活用できる事業等ございましたら、地域経済の安定・維持のため、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、（２）地域経済活性化対策をの①でございますが、現在、八街市では、平成19年度より、50万円未満の小規模工事等について、市内の小規模事業者の受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図っております。これによりまして、平成19年度におきましては、契約件数で217件、契約金額で約1千200万円、平成20年度は12月末現

在で契約件数で１８７件、契約金額で約１千万円という効果を上げております。

この制度につきましては、登録制となっておりますが、登録については随時受け付けておりますので、ぜひ、この制度を利用・活用していただくことにより、市内経済の活性化につなげていきたいと考えております。

次に（２）②ですが、現在、中小企業者に対する資金の貸付制度として、八街市中小企業資金融資条例に基づく制度融資のほか、県の制度融資や政府系中小企業金融機関の低利の制度融資などがあります。このほか、中小企業に対する金融支援策として、保証協会の特例でセーフティネット保証があり、昨年より、指定業種の拡充や融資要件の緩和、さらに信用保証協会の保証１００パーセントなど、中小企業者に対する金融支援策は充実しているものと考えております。

ご質問の、不況対策特別貸付金の創設の考えはございませんが、既存の制度を十分活用していただけるよう、各金融機関に協力をいただきながら周知してまいりたいと考えております。

次に、（３）①ですが、現在の経済情勢から、解雇・雇い止めとなった者の支援については、県をはじめ多くの団体において、さまざまな対策を講じているところであります。

本市においては、幸いなことに大規模な製造業者がないため、他団体に比較して深刻な影響を受けていないものの、解雇・雇い止めとなり、職を失った市民に対しては、できるだけの支援をすることが必要であると考えております。

現在、本市において臨時職員が担当している業務には、専門的な業務も含まれるため、すべての業務を対象とすることはできませんが、今後、市の臨時職員の雇用の際には、特段の配慮してまいりたいと考えております。

次に（３）②ですが、最近の景気の悪化に伴い、雇用失業情勢も企業の採用意欲の減退などから新規求人数が減少を続けるとともに、完全失業率及び有効求人倍率の動向など諸情勢は大変厳しいものとなっております。

本市における雇用対策としては、以前「高齢者パートタイマー職業相談室」がありましたが、法改正に伴い、平成１８年度をもって廃止となり、現在は相談業務に変わる対策として、就労支援サイト「ジョブナビやちまた」を開設し、求人情報をだれでも自由に閲覧できるようになっております。

ご質問の雇用相談会につきましては、相談業務、紹介業務を行うには、専門的な知識が必要であることから、ハローワークからの職員の派遣や求人情報等の提供などの協力が不可欠でありますので、今後、ハローワークと相談の上、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○丸山わき子君

それでは、再質問をいたします。

一番最初に市長の政治姿勢で、市長は市民の暮らしの現状をどのように認識しているのかというところで、市長は窓口相談件数は目立った数がないんだと、このような答弁をされた

んですが、市民部長にお伺いいたします。本当に市民は相談に来ていないのかどうか。例えば社会福祉協議会への相談件数というのは、どのような状況があるのか、答弁いただきたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

社会福祉協議会の方に相談なんですけれども、20年度につきましては、128件の相談があったと聞いております。この相談件数なんですけれども、このうち内職等に伴う相談件数は18件、また生活福祉費資金の貸付件数は申請件数が9件で、うち6件の貸し付けをしているというような実績を聞いております。また、就学資金の貸し付け、これは就学費、あるいは就学支度費なんです、これは申請4件で、うち2件に貸し付け、残り2件については、まだ学校が決定していないということで、保留になってございます。また、緊急小口貸付金、これは県の社会福祉協議会の事業なんですけれども、これにつきましては、申請件数が5件で、うち4件が一応決定しているということで聞いています。

なお、1件の不採用につきましては、収入等の限度を超えているので、一応、不採用ということで、これはあくまでも本人がどうしても申請したいということで、却下承知で申請したと聞いております。そういう内訳になっております。

○丸山わき子君

私、貸し付けの件数を聞いたんじゃないくて、相談に見えている市民はどのくらいいますかということをお伺いしたんですね。窓口では1週間に今までになかったような、いろんな相談の方が見えていますというようなことで、週に10人くらいは来ているんだと、今までにはなかったというようなことが言われております。

平成19年度の決算では、市税収、この収納率は県下ワースト2、介護保険料の収納率は県下ワースト1、そして国保税の収納率は全国ワースト1ということなんですね。先ほども副市長が、ここのところ税収が伸び悩んでいますということを言われていたわけなんですけれども、1月度の収納状況というのは、平成19年度と比較いたしますと、市税収が1ポイント落ちています。介護保険料の収納率も1ポイント落ちています。それから、国保税も3ポイント落ちているというようなことで、本当に市民の生活実態というのが、大変厳しい状況というのが見えるわけですね。あわせて、今、学校給食センターの給食費の未納、これもこの間、大変問題になってきていますが、前年度と比べて未納者というのは、どんな状況になっているのか、お伺いいたします。

○学校給食センター所長（石井 勲君）

昨年度が617名でしたんですけれども、現在のところ、約790名程度になっております。

○丸山わき子君

やはり子育て世帯でも本当に厳しい状況というのが、こういった数字で見えてきているわけですね。八街市の完全失業率、これが県下ワースト7、県下7番目に高いということなんですね。こういう中で、市民が本当に景気後退の中で深刻な生活を強いられているというこ

とになるわけですが、新年度は先ほど市長が言われたように、下水道料金の引き上げ、それから介護保険料も引き上げると。介護保険料の普通徴収では、約3千人いる方の約3分の1の方が滞納されているわけですね。納めたくても納められない。そういう状況があるのにも関わらず引上げをします。全く市民の苦しみや痛みを無視した市政運営を新年度は実施していく。とんでもないことだと思うわけです。さらに支払困難な市民を生み出す、これは明らかじゃないですか。本当に対策本部を一生懸命立ち上げて取り組もうとしても、その一方では、市民にまた負担を押し付けるわけですから、これはなかなか対策を立ち上げてもらうようにはいかない。本当に市民が払える、そういう方向づけをしないことには、この市民の生活実態というのはよくなるし、当然、市税の税収に反映してこないんじゃないかなというふうに思うわけなんです。そういう意味で、介護保険料や、あるいは下水道料金の引き上げ、これは断じてやるべきではないと、このように思うわけなんです、いかがでしょうか、市長。

○市長（長谷川健一君）

これは、やはり上げざるを得ないということです、これは、ただ上げなければいいというようなことではなくて、やはり受益者負担の適正化ということもございまして、まして介護保険につきましては、利用者も以前より、できたときよりだんだん増えてきているような現象は見られますので、そのためにやはり負担が上がっていくというようなこととございしますので、これはやむを得ないと、私は思っております。

○丸山わき子君

払えないことがわかっていて、引き上げるということは、決して受益者負担の適正化とは言えないと思うんです。そこをどうするかというのを進めていくのが、私は市長の手腕だと思いますよ。本当に今、景気のどん底、そして内閣府は10月から12月の国内総生産は戦後最悪の経済状況だと言っているわけですね。こういった真ただ中で引き上げをしていけば、市民の暮らしはもっと大変になるということは明らかじゃないですか。そういう、わかっていることをやってはならない。これは断じて、私は許せません。本当に市民の暮らしを守るという立場に立たなければ、本当に八街市は先細りになっていっちゃうと思いますよ。どんなに税徴収を強化させようとも、それが対応し切れない。市民はもう払いたくても払えない状態にあるわけじゃないですか。それが1月度の収納率の状況にあらわれているわけですから、ますます市民を苦しめるような、そういう市政運営は絶対に許せない。このように思います。

それから、制度充実で暮らしの応援をということで、税滞納者への行政サービスの制限をなくすようにということで、私、先ほど取り上げたわけですが、これは税負担の公平性を確保するためだということを言っているわけですが、しかし、今、八街市の例えば国保税ですね。国保税の滞納世帯、これは所得の低い世帯が圧倒的に多い、滞納世帯が多いわけですね。八街市の国保税が払えなくなってきた理由というのは、この間もさんざん申し上げてきましたけれども、平成16年度に引き上げたときには、収入のない方々にまで負担を多く強いる

ような、そういうやり方をしたわけで、その当時、軽減制度があるからいいんだ、大丈夫だという、そういう説明がありましたけれども、軽減制度がある、その階層の方々が最も多く滞納をしている、滞納せざるを得ない、払えない状況があるわけなんですね。ですから、先ほど言いました行政サービスの制限を受けている方々は、本当に生活に困っている方々、税金を納められない、そういう所得の方々なんです。こういう方々に税負担の公平性を確保するということを押し付けても、払いたくても払えないわけですから、そういう意味では私はもっと見直しをしていく必要があるというふうに思います。例えば住宅に入りたい。市税が滞納しています、国保税が滞納しています、だから入れません。そこで、もうまず断られてしまうわけですね。高いアパート代を払っているわけですから、これを安い市営住宅に入ってもらえば、納税もできるわけなんです。高いアパートに入っているから税金は払えない。そういう本当に悪循環の中で市民が暮らしをしている。そういうところをもっときちんと受け止めていく必要がある、このように思います。

この行政サービス制限をなくす問題では、これ予算措置がなくても、市長の考え一つで市民の生活を守る、市民の生活を応援する。その気持ち一つで対応できるわけですから、ぜひこれは検討していただきたい、このように思います。

それから、緊急生活資金の貸付制度についてなんですが、先ほど、早速、市民部長の方から貸し付け状況の説明をいただきました。しかしながら、この貸し付け相談に行った方の約1割しか貸し付けを受けていないわけですね。1割ですよ。だから平成19年度は146件の貸し付け相談があったわけですが、実際に貸し付けを受けた人は16件。それから、平成20年度は128件、まだ途中ですけれども、相談件数があるわけですが、実際には12件しか貸し付けが受けられないわけなんです。そういう状況の中で、県の貸し付けを活用してくださいと、こんなことでは、市民は本当に困り切っちゃっていますね。生活が成り立たない。先ほど焦げついて資金が底を突いて貸し付けできなくなったということを言って、そういう答弁があったわけですが、市民の暮らしを守るという制度、ぜひともこれは復活させていただきたいと、このように思うわけであります。

時間がないので、いま一つ、八ッ場ダムについてなんですが、これは安定的水源の確保ということで、答弁されたわけなんですけれども、これは先だって、私も日本共産党議員団が印旛広域水道企業団の方に説明をしていただくのに行きましたら、供給経過につきましては、現在は平成22年度で供給計画28万トン。ところが、平成32年度は22万トン。ずっと低いわけですね。八ッ場ダムはなくても十分対応できるということが明らかになりました。

先ほど市長は、八街独自では、県にこのダム撤退のことは言えないということを言われたけれども、印旛広域水道企業団に加わる自治体と大いに論議をしていただき、むだなダム建設については、これは撤退することを、ぜひとも要望していただきたい、このことを申し上げるわけですが、再度、市長、答弁いただきたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

今現在、八ッ場ダムの水については、なかなか難しいところがございます、また、なくてはならないもので、今、現に八街の水道も今の井戸を全部使えば、水はそんなには供給しなくても足りるわけです。しかしながら、県は暫定的水利で八ッ場ダムができたなら、今の井戸を暫定的井戸を廃止しますので、そうしますと、どうしても上流水を使わざるを得なくなるわけです。そういういろんな絡みがありますので、これは八街だけじゃなくて、ほかの印旛広域の各市町村が、みんなそういう井戸を持っていますから。ですから、一概にただ、数字がこうだから、こうでどうかということは、言いかねるところもございまして、これについては、慎重に、千葉県にも知事選の中でも八ッ場ダムは廃止だなんて言っている人もいますけれども、それはあれだけまた工事を進めて投資したものを、果たして国がやめるか。当初は水が足りないというような想定のもとに、みんな千葉県から、印旛広域から加入してダムを作ってやったわけですが、当時の協議もございしますので、ですから、すぐここでやめるとか、そんなことはちょっと難しいと私は思っております。

○丸山わき子君

市長、これは特定多目的ダム法16条で、これは負担金を納めなければ、もうそれで撤退したということにもなるんだそうですよ。いつでもダム建設から撤退はできる条件はあるんです。撤退すれば、今、千葉県は290億円が戻ってくる。そういうことも試算されているわけなんですけれども、やはり760億円という、そういう本当に県民の暮らしや福祉に振り向けたら、どれだけ豊かになるだろうというような県費を、こういう、むだなダムづくりに投入しているわけですから、もちろん八街市だって2億2千万円を投入しているわけなんですけれども、やはり、今こういったところにお金を使うんではなくて、県民の市民の暮らしを守るために、いかに大切な税金を使うのか。こういうところに、もっと知恵を絞っていただきたい。そのために、ぜひこれは印旛広域で論議していただいて、県に要望していただきたい、このように思います。

時間がございませんので、先ほど緊急地域経済対策の中で、一定程度、八街市も独自に対応していくというような答弁がございましたが、しかしながら、今後とも国の緊急経済対策の活用、これは3年間の期間があるわけで、これを大いに、この制度を活用して八街市独自の取り組みを進めていただきたい、このように思うわけです。

戦後最悪の経済状況下で市民の暮らし、それから中小業者、農業経営者のこの暮らしをどんなふうに守っていくのか、そういう意味では、今後予算措置、また緊急の経済対策をさらに進めていくという立場をとっていただきたい、このことを求めまして、私の質問を終わりにいたします。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了します。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。公明党を代表いたしまして、行財政運営について、教

育施設について、道路問題について、3項目にわたってご質問させていただきます。

100年に一度という未曾有の世界的な金融危機と世界同時不況の中で、大企業では大々的にリストラを行い、中小企業は経営不振に陥り、中には倒産にまで追い込まれたりと大変な状況を迎えております。今こそ国民生活を守り、景気を下支えし、日本経済を立て直すことが最も重要であると考えております。

政府・与党は、既に成立・執行している2008年度第1次補正予算、また、現在、国会で審議中の同第2次補正予算案、そして、2009年度予算案と切れ目のない景気・経済対策を講じていくと聞きました。このうち、特に「生活者支援」分野には、公明党の主張が大きく反映し、家計を支援し、消費を喚起する定額給付金、さまざまな出産・子育て支援策、環境に優しい自動車の普及を促す重量税・取得税の減免、過去最大規模の住宅ローン減税などが盛り込まれております。いずれも、景気動向に直結する施策であり、第2次補正予算案の早期成立とともに、2009年度の予算案などの年度内成立をしていただきたいと、切に思うものです。

そこで、ご質問させていただきます。

質問事項1. 行財政運営について伺います。

八街市の21年度予算として、一般会計163億1千万円、特別会計約131億6千万円という予算案が出されました。これは、前年度比マイナス1.3パーセントとなり、この不況下の中、どう住民の要望に答えていくのか。少ない予算で最大の効果を望むものであります。

そこで伺います。

要旨1. 平成21年度当初予算について。

- ①新年度一般会計予算案の特徴はどうか。
- ②重点施策はいかがか。
- ③自主財源の確保には具体的にどのように取り組んでいくのか。
- ④節減合理化にはどのような方法で努めたのか。

要旨2. 定額給付金について伺います。

定額給付金はもともと、この不況下で国民の生活を守り、支援をしようとの熱い思いで公明党が定額減税を主張したことから定額給付金となったもので、これに似た政策がアメリカや台湾、韓国でも実施されております。国においては、さまざまな意見がありますが、多くの国民の皆様方は待ち望んでいる定額給付金です。1日も早く給付されますよう、切に望むものであります。

そこで、私も公明党4人で、2月2日、長谷川市長に「定額給付金などの第2次補正予算対応に係る要望書」を提出させていただきました。

1. 定額給付金について。

事業の効果的実施や漏れのない対象者の把握及び第2次補正予算関連法案の成立後に速やかな支給実施がとられるよう、関係所管により、プロジェクトチームを設置の上、十分な準

備作業を行うこと。さらに、住民票に関わる混乱や問題が発生しないように、さまざまなケースを想定した対応ができるように、相談窓口を設けるなど十分な体制を整えること。

2. 子育て応援特別手当について。

広報の活用や、保育所・幼稚園などの関係機関との連携により、支給対象児童について事前に子育て家庭への周知を行い、必要に応じて相談窓口を設置すること。

3. 妊婦健康診査無料化について。

現在、八街市で取り組んでいる妊婦健康診査5回の無料化実施を、妊婦健康診査臨時特例交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金を利用して14回に拡大すること。

4. 雇用対策について。

県やハローワークと連携し、ふるさと雇用再生特別交付金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金を利用した雇用就職機会の創出を図ること。

5. 生活対策について。

予算成立後1週間ほどで提出することが見込まれる地域活性化・生活対策臨時交付金を利用した生活対策メニューに沿った実施計画を策定し、最大限に活用すること。特に、これまで議会や住民からの要望があっても、財政的に対応できなかったような事業に取り組むことも求められる。また、年度末の補正予算の対応であることから、この交付金の基金化などを含め有効に活用すること。

以上の内容でありました。

そこで、お伺いいたします

①定額給付金は、本市においてどのくらいの規模になるのか。

②子育て応援特別手当対象は何人か。また、その予算規模はどのくらいか。

要旨3。

少子高齢化を迎え、子どもを産み育てることは女性にとって大変なことであります。妊産婦の健康診査は、妊娠から出産までおよそ14回の健康診査があり、1回約5千円ほどかかります。ほかの検査があれば、1万円、1万5千円になることもないと聞いております。子どもを産みたいが、経費が高く産めないという若い所帯に妊産婦の健康診査の無料化が5回から14回にと国の第2次補正予算があります。八街市としても妊婦健康診査無料化を現行の5回から14回に望むがいかがか、お伺いいたします。

要旨4。

地域活性化・生活対策臨時交付金が、ありがたいことに国から本市に約1億8千9百万円が交付されると伺いました。ただし、地域活性化・生活対策実施計画を提出しなければ交付されないということですが、本市ではどのように対応したのかお伺いいたします。

また、それはどのような事業計画なのかお伺いいたします。

質問事項2. 教育施設についてお伺いいたします。

要旨1。

国では地域活性化の第1次補正予算で学校耐震化の促進に1千139億円、約2千6百棟

分の予算を、また、第2次補正予算では500億円、1千棟分の耐震化の予算が盛り込まれております。これらの状況を踏まえ、本市の学校耐震化をどのように進めようと考えているのかお伺い致します。

質問事項3. 道路問題についてお伺いいたします。

要旨1. 冠水対策について。

①昨年大雨により、市内の道路冠水が目立ちました。車の立ち往生、そして、通れない箇所が、何カ所もありました。市内で冠水箇所は何カ所あるのかお伺いいたします。

②新年度において冠水箇所はどの程度解消する計画か、お伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで10分間の休憩を行います。

（休憩 午後 3時53分）

（再開 午後 4時10分）

○議長（山本邦男君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（長谷川健一君）

代表質問、公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 行財政運営について、（1）①、②、③、④につきましては、関連がございますので一括して答弁いたします。

平成21年度の予算の特徴につきましては、現下の行政環境と本市の厳しい財政状況を踏まえて、平成20年度予算と同様、予算全般について節減合理化を推進するという基本姿勢に立ち、特に歳入の確保、施策の厳選に努め、各種施策については費用対効果、緊急度、サービス水準の適正化、財源措置に十分留意し、厳しい財政状況のもと、限られた財源を重点的・効果的に配分する施策精選型の財政運営とし、全体としては昨年度に引き続き、歳入に見合った通年型予算として編成いたしました。

次に、重点施策について申し上げますと、便利で快適なまちづくりとして、八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街神門線整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業など、引き続き推進することとしました。

また、道路整備事業では、市道文違1号線道路改良事業の完成を目指し、引き続き推進するとともに、その他、市道の維持修繕に努めます。

次に、安全で安心なまちづくりとして、カーブミラー・防犯灯の設置、修繕については、厳しい財政状況にあっても、前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしたほか、市内沖分校を含む9小学校にAEDを設置することとしました。

また、消費生活苦情相談日を週3日から4日に増やし、充実を図りました。

次に、健康と思いやりにあふれるまちづくりとして、妊婦の保健対策の充実を図るため、

妊婦健康診査については、５回から１４回に増やすこととしました。

また、児童クラブにおきましては、八街東地区に新たに開設するとともに、今年度同様、母子自立支援員を配置し、家庭児童福祉相談業務を実施します。

次に、豊かな自然と共生するまちづくりとして、クリーンセンター処分場の延命化及びリサイクルの推進を目的とした廃プラスチックの収集を実施します。

次に、心の豊かさを感じるまちづくりとして、まず、交進小学校の校舎老朽化に伴う改築事業を進めるとともに、発達障がいを含むさまざまな障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別教育支援員を１名増員し、充実を図ります。さらに、給食補助員についても、２名増員分の予算計上をしております。

その他、スポーツプラザにおけるテニスコートの夜間利用を可能にする照明設置に伴う配線管工事、「八街市史 資料編 近世二」の発行、さらに図書館の開館時間の延長を週１日を週２日にすることといたしました。

次に、活気に満ちあふれるまちづくりとして、北総中央用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正事業、八街駅南口の空き店舗活用に対する補助等を引き続き実施します。

また、八街市における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、八街市食育推進計画策定委員会を設置するほか、飼料作物の自給体制強化を目的とした、機械・施設等の整備、稲わら収集組織の取り組みに助成をいたします。

次に、市民とともにつくるまちづくりとして、産業まつりの開催やふれあい夏まつりの支援を行います。

また、平成２１年度においては、地域集会施設として、泉台地区のコミュニティセンター建設費補助を予定しております。

最後に、市民サービスの充実したまちづくりとして、市民課窓口における交付呼び出し表示システムの更新を実施し、市民の方へのサービスの充実を図ります。

また、コンビニ収納開始に伴う関連経費の予算計上、さらに国民投票に係る投票人名簿システム改修、総合行政ネットワークシステム機器更新を実施することといたしました。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

自主財源の確保の取り組みとしては、先ほど、やちまた２１・林政男議員、誠和会・北村新司議員にお答えしたとおりでございます。

本市といたしましては、市税、国民健康保険税の収納率の向上が一番必要と考えているところであり、そのために今までにおいて、組織の見直し、夜間窓口の開設、月末の日曜開庁、搜索やインターネット公売等を実施してまいりました。

また、平成２０年９月に副市長を本部長とする八街市市税等徴収対策本部を設置したところであり、今後も収納率向上を目指し、さまざまな取り組みが必要と考えているところでございます。

さらに行政サービスに係る費用と負担についても、常に見直しを行うことは必要であり、

平成21年度においては、現在、下水道使用料の見直しを予定しているところでございます。

次に、冒頭で申しました節減合理化につきましては、さらなる事務事業の見直しを行ったことにより、まず、歳入面で各種基金の財政運用収入の拡大、また、新たな財源確保として、コミュニティ助成事業助成金の合計で2千174万4千円、歳出面では、事業廃止で174万8千円、縮小で1億154万2千円、契約方法の見直しで915万2千円、その他、シーリングも含めて1億9千475万5千円の合計で3億2千894万1千円の見直し額となったところであり、この財源を新年度予算編成に反映させたところでございます。

今後も、毎年予算編成前に事務事業の見直し額を決定し、限りある財源を有効に活用するため努力していきたいと考えております。

次に、(2)①ですが、定額給付金の額は、ご存じのとおり本年2月1日の基準日における年齢により異なります。具体的には、18歳以下の方と65歳以上の方には1人につき2万円、それ以外の方には1人につき1万2千円となります。

本市においては、約3万世帯を対象として、約7万7千人に対して11億5千74万円の給付金となります。

次に②ですが、子育て応援特別手当の支給対象となる子どもの人数につきましては、1千100人を、世帯数は1千世帯をそれぞれ見込んでおります。また、子育て応援特別手当の支給に関わる経費につきましては、支給する手当そのものの額として1千100人分、3千960万円、事務費として204万円、合計で4千164万円となります。

次に(3)ですが、妊娠中の方に交付する「妊婦健康診査」の受診票につきましては、平成19年度まで2回発行しておりましたところを、平成20年4月から5回に拡充し、発行しております。ご質問の妊婦健康診査無料化を14回にとのことですが、市としましては、今までの5回の助成に9回を追加し、平成21年度から合計14回の助成をする予定で準備を進めております。その14回の助成により、妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回、合計14回の標準的な健康診査の助成が可能となります。

また、この妊婦健康診査では基本的な健康診査として、妊婦の健康状況と胎児の発育状況を診査するほか、血液型や貧血検査、B型肝炎やC型肝炎、糖尿病、子宮がん検査、超音波検査などのほかに、新たに風しん抗体検査並びにエイズ抗体検査も受けられるようになります。

なお、現在、市長会が中心となり、県内での公費負担の内容を統一する方向で、助成の方法、金額等について、県内市町村の意向を集約、調整しながら、千葉県医師会等と協議を進めているところでございます。

次に(4)ですが、国の2次補正において計上されている、ご指摘の地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、本市の場合、今回の3月追加補正をお願いしているとおり、1億8千936万2千円が補助金として交付される予定となっております。

提出いたしました実施計画の内容につきましては、集中豪雨緊急対策事業として、道路排

水施設整備事業５千万円のうち４千５００万円、流末排水施設整備事業１億１千万円のうち９千８９３万２千円、小学校校舎等耐震診断事業として、７小学校の耐震診断業務に２千１６３万円、中学校校舎等耐震補強設計事業として、八街中学校耐震補強設計業務に２千３８０万円をそれぞれ充てる予定となっております。

なお、これら事業につきましては、平成２１年度に繰り越しを行い、実施することとなっております。

次に、質問事項２．教育施設については、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、質問事項３．道路問題について答弁いたします。

（１）の①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

昨年８月の集中豪雨による道路冠水の被害は、１７カ所で発生し、そのうち３カ所で一時的に通行止めの措置を講じました。このような状況の中で、今年度は冠水を少しでも解消するため、床下浸水等の被害を受けた一区太陽団地下流の水路及び六区カラオケ屋付近にポンプの設置を行うなど、冠水対策に取り組んでおります。

なお、六区地先につきましては、国道４０９号の排水経路を見直すことによって、側溝の排水能力を向上できるものと思われますので、今後、県に要望してまいりたいと考えております。

来年度は、旧東京都八街学園周辺の冠水対策として、現在、土地を管理しております千葉財務事務所と水路用地の買収及び改修を前提に協議を進めているところであり、用地費並びに工事費を当初予算に計上しております。

また、吉倉地先の冠水箇所につきましては、近年の異常気象の影響や宅地化が進んだことにより、既存側溝の排水処理能力が不足している状況にあります。そのため、周辺の住宅に床下浸水の被害が発生しておりますので、その改善策として、新たな排水路の整備を実施する予定となっております。

今後も引き続き、冠水箇所の把握と周辺状況を踏まえながら、冠水の解消に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、教育問題については、教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項２．教育施設について答弁いたします。

（１）についてですが、学校施設の耐震化につきましては、二州小学校の耐震補強及び八街中央中学校の全面改築が終了し、平成１６、１７年度に実施した耐震化優先度調査の結果に基づき、優先度が最も高かった八街中学校につきまして、本年度耐震診断を実施いたしました。

診断の結果、屋内運動場及び校舎の一部において、耐震性が劣っており、耐震補強が必要であることが判明いたしました。これにより、耐震補強を実施するため、国の第２次補正予算を活用し、３月補正予算において、耐震補強設計委託料を計上させていただいたところであります。

平成21年度中に補強設計を実施し、工事については、平成22年度実施を予定しております。

なお、補強工事に当たりましては、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、 I_s 値0.3未満の建物については、補強工事に対する国庫補助率の嵩上げ（3分の2の補助）、及び起債充当率の引き上げ（90パーセント）などの適用工事となります。

さらに、昭和56年の新耐震設計基準以前の建物について、耐震診断が必要とされておりますので、同様に国の第2次補正予算を活用し、3月補正予算で小学校7校の耐震診断業務費を計上させていただきました。

これらの建物の耐震補強につきましては、この結果を踏まえ、補強の必要性の高い学校から、順次、耐震化を図ってまいりたいと考えております。

また、学校施設の耐震化の状況につきましては、今回の調査結果を含め、市ホームページ等で公表していく計画であります。

○鯨井眞佐子君

ご答弁、大変にありがとうございました。とてもうれしいご答弁をたくさんいただきまして、ありがとうございます。何点か、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、重点施策の中で小学校にAEDの設置をしてくださるということでございますけれども、先生方が、このAEDの使い方、また救急救命士の資格は、皆さんお取りなのでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

研修が終わりまして、すべての先生方が使用できるようになっております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。私ども議員も講習は受けましたけれども、一度ではなかなかとっさのときにはできないかなというような感がいたしておりますので、機会があるごとに、ぜひ、また講習会をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それと、あと前後してしまいますけれども、交進小学校の仮設のプレハブの改築なんですけれども、これはどのくらいの規模になるのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

規模といたしましては、現のプレハブと同等。ただし、階段が今、外階段となっておりますので非常に使いにくいので、中に入れた構造で考えております。

○鯨井眞佐子君

それは、大体何教室ぐらいが、該当するのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

4教室です。

○鯨井眞佐子君

その建て替えというのは、やはり夏休みにやるのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

今、授業をやりながらの中がありますので、なるべく学校の授業に差し支えない夏休みを利用したいと考えております。ちょっと期間的に、期間がかかりますので、なるべく支障を来さない。その間については、いろいろな授業のやりくり等で補っていただくというように考えております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと廃プラスチックのリサイクルでございますけれども、今回、4月から大幅にごみの収集が見直しをされますけれども、これの周知徹底、前回も聞いたのですけれども、どのくらいの周知徹底が、何回くらい説明会が持たれたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（森井辰夫君）

4月からのごみ分別に当たりましてのPRということでございますけれども、これにつきましては、広報紙、それからホームページ、それから各団体等に対して説明会を実施してあるところでございまして、現在までの主だった説明済みの団体を申し上げますと、八街市民児童委員協議会、こちらが85名、八街市民カレッジ60名、八街市ボランティア連絡協議会50名、六区高齢者学級20名、それから、本日午後から第1会議室で資源回収団体、こちらも行っておりまして、参加が約50名でございました。そのほかに、今後とも泉台区、それから、みどり台区をはじめといたしまして、四区ニュータウン自治会、それから各社会福祉協議会の地区社協、これも数カ所予定をしております。全体的な参加人数は、かなりの人数になろうかと思ひます。1千名をはるかに超える数であろうと思ひますし、これらの方々は、代表者でございますので、各地区へ帰りまして、さらにPRをしていただくというようなことで、相当な方々に浸透していくものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新たなごみの分別につきましては、市民の方々の協力が不可欠でございますし、また、議員の皆様におかれましては、よろしくPRのほどお願ひを申し上げます。

それから、新たなごみの分別の仕方、これはA3のカラー刷りになりますけれども、これにつきましては、3月16日以降になりますけれども、各区長さんを通じて個別に配付するという予定となっております。よろしくご協力くださるようお願いをいたします。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。A3のカラー刷りが、各区長さんの方から住民の皆様方のところに配付されるんですね。そして、これで問題なのは、やはり区の中に入っていらない方、町内会に入っていらない方、また、単独世帯の方が特に徹底がなかなか難しいところなんですね。それで、それが区長さんから町内会長さんに渡り、また班長さんに渡って、またその自分の住民の地域の中において、そういう方がいらしたら、そのところまでご配慮願って配付ができるのかどうか、お願ひができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○経済環境部長（森井辰夫君）

その辺はちょっと検討させていただきます。

○鯨井眞佐子君

特に、やはりそんなことを申し上げては申し訳ないんですけれども、私どものごみの収集所においても、なかなかやはりきれいに出すということは、すごい大変なことで、また、こういったことが、制度が変わると、それにつけて、そういった周知徹底がされないお家があるまま出しているという現状が結構見られて、とても迷惑をしてしまいます。そういったためにも、ぜひ町内会に入っていらっしゃらない方、また一般紙をおとりでなくて、本当にその周知徹底ができない所帯は、多分ご近所でも少しわかるのかなというふうに思いますので、ぜひ、皆さん方のご協力をいただいて、そのあたりにも周知徹底をお願いができればというふうに、私は要望させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、あと妊産婦の健康診査が14回に拡大をしてくださるという、うれしいご答弁をいただきました。また、市長の答弁の中で、ほかのいろんな検査においても補助金を考えていくというようなお話もいただいたかと思うんですけれども、もう一度、確認をしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

先ほどの市長答弁でも申しましたけれども、その検査内容なんですけれども、基本的な健康診査ということで、いろんな、血圧・体重測定、それらを含めまして、血液検査の採取、それと免疫学的検査、血液生化学的検査、病理学的検査、子宮がん検査、そういうものを含めまして、それで、あと超音波検査につきまして、今までは35歳以上だったんですけれども、一応、全員に3回、出生までにやると、そういう検査で項目も大分増えております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。とても妊産婦健診は、本当に保険がきかないので、とても1回ずつが随分高いなと思いながら、1人目はちゃんと行くんですけれども、2人目、3人目になると、中を抜いて健診に行った覚えもあるんですけれども、本当にそういった点では、このように少子化に対して、市の方でもきちっと対応してくださっているということは、本当にありがたいことだなというふうに感謝申し上げます。

それと、あと最後に道路冠水についてなんですけれども、先ほど市長のご答弁で、六区のうちの地元のカラオケ屋さんのところの今現在、排水ポンプ式なんですけれども、それをやっているところなんですけれども、それはどのくらいの規模になるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

下流側のこと等、国道の受け口の方を考えまして、口径でいいますと50ミリ、約2インチのものを設置するという形になっております。

○鯨井眞佐子君

先ほどの市長の答弁で、また409号の排水路の見直しもしてくださるということで、あそこところは本当に水が一面で、海というほど、大げさなんですけれども、本当に通学路で

お子さんが通れなくて、とても困っている箇所ですので、それが一気にきれいになるというわけにはいかないでしょうけれども、1日たてば大体きれいになるくらいの排水量がポンプアップされるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

ポンプの容量的に申しますと、先ほど私が50ミリと申し上げました。大体、毎分でドラム缶1本分ぐらいというふうにご理解願いたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

大変にありがとうございます。長年のあそこの解消は、もう皆さん住民の願いでありまして、区長をはじめ皆さん方で、本当に要望に行ったこともございました。今回、本当にそれが解消されるということは、本当にうれしいことだなというふうに思っております。

また、太陽団地につきましても、大変床下浸水で悩んでいたところで、皆さん方、住民の方のご要望も多いところでしたけれども、これも解消のめどが立っているということでありまして。そして、先ほど古川議員も申し上げましたけれども、南中学校の前におきましても、とても中学生のお子さんが自転車で通ったりとか、本当に水浸しで困ると、保護者の方が本当に車で送って行って、朝も早くから「鯨井さん、どうにかならないの」とか、そういうお声もたくさんいただけてきました。本当に南学区の議員みんなで要望をしたりとか、いろんな形でずっと要望してきた箇所ですけれども、あそこに至りましても本当にそれが、解消ができるというような、うれしいご報告をいただきまして、本当によかったなというような思いでおります。

それと、あともう一つ、富山の斎藤米店の前は、今の道路の引き続きで、あそこも解消されるのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

斎藤米店付近の冠水につきましては、現在、文違1号線の工事を行っております。その冠水の解消につきましては、本昌寺の方に排水を持っていくという形で、解消されるという形で考えております。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。そして、先ほども言われました旧東京都八街学園のところも、本当に解消が来年度において、その予定を立てていくというようなご答弁もいただきまして、本当に雨が降ると、豪雨が降ると本当にどこに回っていいのか、車でうろうろするんですけども、我が家に無事にたどり着けるかと、はらはらしながら、車で、歩いていることもあるんですけども、本当にそういった一つ一つが解消されて、住みよい八街市になると本当にうれしいなという思いでいっぱいでございます。

私の質問は以上で終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○新宅雅子君

すみません。1点お伺いいたします。

先ほど、鯨井議員の最初の質問の中で、長谷川市長に公明党として要望書を提出させていただきました。その中で、今の質問の中にもありましたが、地域活性化生活対策臨時交付金の使い方、そしてもう1点、ふるさと雇用再生特別交付金、これもどのように利用していくのかという質問をさせていただきました。これに関して、八街市はどのような利用の仕方をするのか、お伺いいたします。

○財政課長（長谷川淳一君）

地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、先ほども市長答弁したとおりでございますけれども、道路排水整備、それと流末排水整備、それから耐震診断関係と耐震設計、八街中の耐震設計と小学校の耐震診断、この事業にそれぞれ全額充当すると。それに一般財源を上乗せはしておりますけれども、それに臨時交付金を活用して、それらの事業に移るというものでございます。

あと、臨時雇用につきましては、現在は経済環境部の方で検討していると思いますので、そちらの方でいいですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

ふるさと雇用再生特別基金事業でございますけれども、これにつきましては、まだ確定ではございませんで、県の方と協議中でございます。ですけれども、ちょっとその内容をお話しいたしますと、新たに新規雇用を7名行いまして、それで、現在、市の中心市街地である八街駅周辺の空き店舗を活用して、新たな事業を展開するということで、現在、考えております。

この新たな事業と申しますのは、空き店舗を利用いたしまして、そこでアンテナショップを運営するというふうに考えております。八街の特産であります落花生をはじめといたしました、ほかの特産品をそこで販売しようという計画で、現在考えております。

○新宅雅子君

もう1点、お伺いしてよろしいでしょうか。最後に1点なんですけれども、すみません。

先ほどの冠水箇所なんです、一区太陽団地のところは、私も部長とか、警察の方から伺っております。まずは、向こうの調整池の方に上がっていたのをまっすぐにするとか、それからもう一つ、先ほどのポンプとかありました。さっきの古川議員の話ではありませんが、それで解消するのかどうかということなんです、あれだけの水が解消、それだけなんだろうかと、本当にやることというのは。すみません、お伺いいたします。

○建設部長（並木 敏君）

今ご指摘がありましたように、大池調整池に入る、いわゆる文違ニュータウンからのはき口といいますか、そこにつきましては、クランクで右側に曲がっておりましたのを大池調整池の方に突き込む工事は、もう既に終わっております。その後、大きな雨がなかったのも、ちょっと確認はしていないんですが、流速が出るという、大きさが一緒であっても、そこで

流速が出ますので、流量というのは流速掛ける断面といいますか、そういう計算でいきますので、下流側が流れていけば、上流側もそれに引っ張られるという形で考えて、その解消を行いました。それによりまして、改修してからは時間50ミリ等、30ミリ以上の雨を確認しておりませんので確認はできませんが、大分違うのではなかろうかということで、期待はしております。

○新宅雅子君

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

ほかに関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

これで、関連質問を終了いたします。

お諮りします。本日の一般質問は、これで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（延会 午後 4時50分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第28号、第29号

提案理由の説明

2. 一般質問

.....
議案第28号 平成20年度八街市一般会計補正予算について

議案第29号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について